

# 第4回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

## 次 第

日時：令和7年10月30日（木）

18時から

場所：神奈川公会堂

2階 第1会議室

- 1 開会
- 2 前回までの検討内容の確認・第3回検討部会後の対応等の報告
- 3 寄せられた質問・意見について
- 4 議題「学校規模適正化等の検討について」
- 5 その他、事務連絡等

### ■本日の配付資料

- 1 委員名簿
- 2 席次表
- 3 「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース（第3号）
- 4 第3回検討部会での御質問への回答資料
- 5 青木小学校学区内の保育園・幼稚園あてお知らせ
- 6 事務局に寄せられた御意見等一覧
- 7 青木小学校の学校規模適正化等について

**「青木小学校」学校規模適正化等検討部会  
委 員 名 簿**

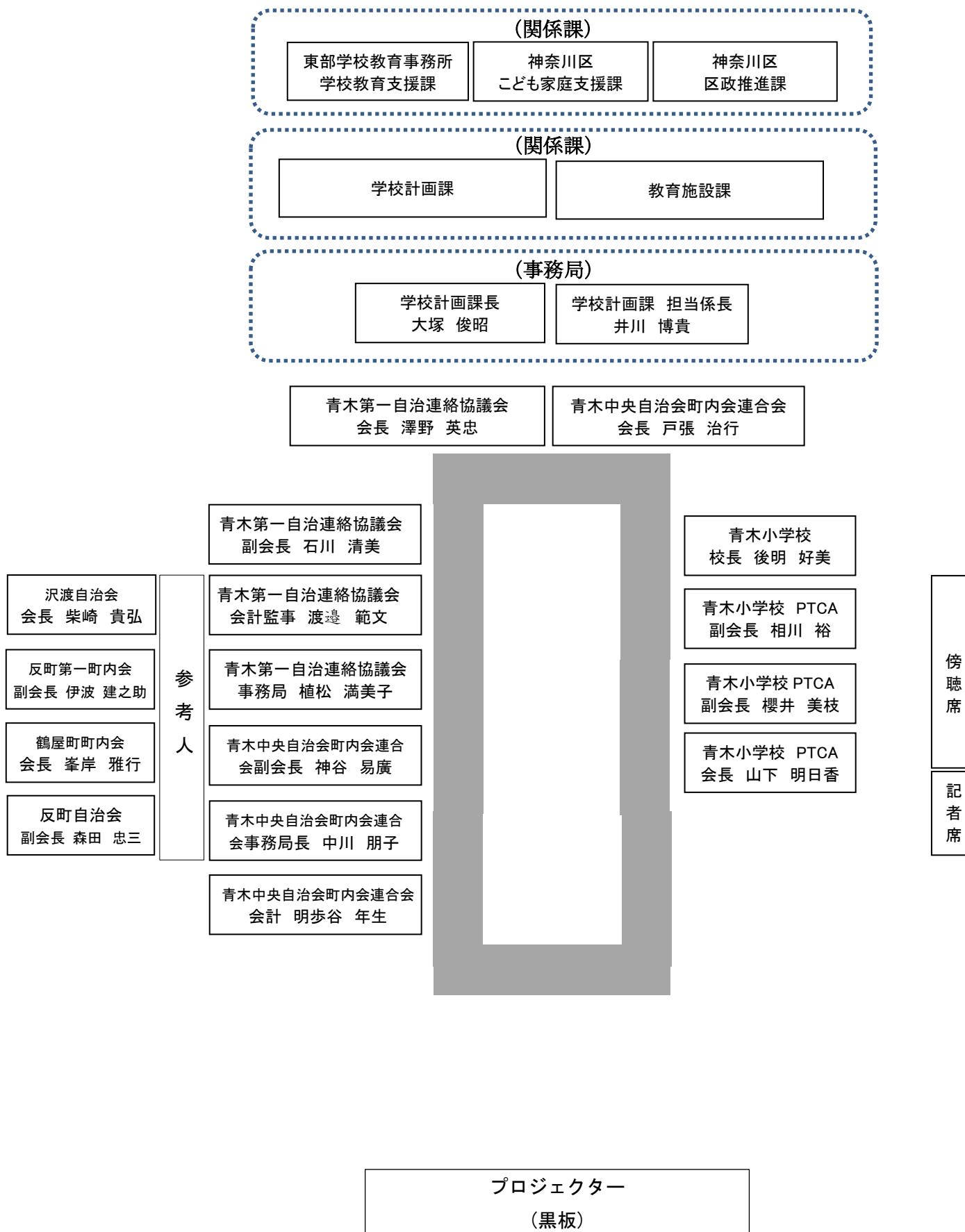
(敬称略)

分野	氏名	所属・役職等
地域代表	澤野 英忠	青木第一自治連絡協議会 会長
	石川 清美	青木第一自治連絡協議会 副会長
	渡邊 範文	青木第一自治連絡協議会 会計監事
	植松 満美子	青木第一自治連絡協議会 事務局
	戸張 治行	青木中央自治会町内会連合会 会長
	神谷 易廣	青木中央自治会町内会連合会 副会長
	中川 朋子	青木中央自治会町内会連合会 事務局長
	明歩谷 年生	青木中央自治会町内会連合会 会計
保護者代表	山下 明日香	青木小学校 P T C A 会長
	櫻井 美枝	青木小学校 P T C A 副会長
	相川 裕	青木小学校 P T C A 副会長
学校関係者	後明 好美	青木小学校 校長

分野	氏名	所属・役職等
事務局	大塚 俊昭	教育委員会事務局 学校計画課 課長
	井川 博貴	教育委員会事務局 学校計画課 担当係長
関係課	倉本 一昭	教育委員会事務局 教育施設課 担当課長
	新川 裕之	教育委員会事務局 教育施設課 担当係長
	大山 憲	教育委員会事務局 東部学校教育事務所 学校教育支援課長
	近藤 郁仁	神奈川区 区政推進課 まちづくり調整担当係長
	奥村 晃一	神奈川区 こども家庭支援課 担当係長

## 第4回「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

### 席次表



## 目次

- 事務局に寄せられた御意見……………P 2
- 通学区域の見直しによる対応について…P 4
- 部会における主な発言・質問……………P 9
- お問い合わせ先……………P 12

発行日：令和7年9月12日（金）  
発行元：「青木小学校」学校規模適正化等検討部会事務局  
(事務局：横浜市教育委員会事務局学校計画課)

第3号

## 「青木小学校」学校規模適正化等 検討部会ニュース

### はじめに

青木小学校は通学区域内におけるマンション開発の影響から児童が増加しており、毎年のように諸室を一般教室へ転換する改修を行ってきました。今後もさらなる住宅開発が青木小学校通学区域内で計画されていることから、教室が不足する見込みとなり、学校規模の適正化が必要な状況です。

そこで、青木小学校の学校規模適正化に向けて具体的な対応策を検討するため、地域、保護者の代表及び校長からなる「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」を設置し、第1回検討部会を令和6年12月12日、第2回検討部会を令和7年3月26日に開催しました。

まず、「施設面による対応」について技術的な観点から検討するため、事務局から設計会社へ委託し、増築の可能性を検討しました。その結果、工事期間の観点及び学校運営上の課題等から施設面での対応は困難である旨を事務局より説明し、第2回検討部会において「通学区域の見直し案」をお示しました。（※）

令和7年7月1日に第3回検討部会を開催しましたので、部会での検討状況等について、青木小学校の保護者の皆さまや青木小学校の通学区域内にお住まいの皆さまにお伝えします。

（※）第2回、第3回検討部会では、事務局よりお示しした「通学区域の見直し案」の対象となる地域の代表者様に「参考人」として御出席いただきました。

第4回検討部会にも、引き続き御参加いただき、御意見をいただく予定です。

### 第3回検討部会（公開）

日時：令和7年7月1日（火）

18時から

会場：神奈川区役所

本館5階 大会議室A、B



### ● 第3回検討部会の主な内容●

- ・第1回及び第2回検討部会で御議論いただいた内容を改めて確認しました。
- ・第3回検討部会開催までの間、部会委員や地域の皆さまから、「通学区域変更の実施にあたって猶予期間（経過措置）を設けてほしい」との御意見が多く寄せられたことを踏まえ、事務局にて改めて条件の整理を行い、3年間の経過措置を設定した通学区域の見直し案を新たにお示しました。
- ・前回（第2回検討部会）お示しした通学区域の見直し案と、今回（第3回検討部会）お示しした通学区域の見直し案を、一度お持ち帰りいただき、次回の検討部会では、部会委員及び参考人の所属団体からの御意見等も踏まえ、具体的な対応策について引き続き検討を進めます。

あわせて、児童数・学級数の今後の推移を示した「令和7年度義務教育人口推計（9月公表予定）」に基づく最新の試算結果も御確認いただきながら、第4回検討部会で御議論いただく予定です。

## 1 第2回検討部会から第3回検討部会開催までに事務局に寄せられた御意見

第2回検討部会から第3回検討部会までに寄せられた御意見が11件ありました。

※お寄せいただいた御意見は、全て検討部会にて報告しています。なお、紙面の都合上、本ニュースにおいては要約して掲載しています。（全文は検討部会資料を御覧ください。（P12にQRコード記載））

- ◆沢渡から三ツ沢小学校や宮谷小学校へのルートはどちらも高校生でも避けるような傾斜があり、小学校低学年児には厳しいように思えます。高校生でもきつい道のりをまだ体力のない小学生に毎日歩かせるのはできれば避けたいと思っています。
- ◆沢渡から三ツ沢小学校への通学は、大人でも苦しい道のりだと考えます。学区変更ではなく無期限の特別調整通学区域に止めることを提案いたします。まず寄留の児童について制限すべき、公共施設の利用で対応すべき、全エリアを特別調整通学区域とすべき、などの意見があったにも関わらず、事務局はその意向を汲むことなく、学区変更のみを一方的に推し進めており、事務局に不信感を感じます。
- ◆第2回検討部会の資料公表時期が遅いです。どういった議論がされて、どういった検討状況になっているのか、市民に少しでも早く伝えていく方が優先だと思います。学区変更などの施行後、複数年での経過措置の設定や、どの特別調整区域においても青木小学校を選択肢として入れるなどの柔軟な対応をお願いします。
- ◆栗田谷から斎藤分小学校までの道のりは歩道がなく危険だと感じています。ほかにも、他の小学校へ通いやすい地域があるなかで、栗田谷が斎藤分小まで近いからという理由だけで学区を変更される意味がわかりません。また、すでにきょうだい児が青木小に通っている場合、通学区域変更があったとしても、下の子も青木小に通えるといった条件の検討など、通学区域変更の影響を受ける保護者たちの意見も調査してから進めていただきたいです。
- ◆学区の見直しを行うのであれば、影響の大きい未就学児の保護者に、早々から情報を提供してください。少なくとも、入園先を決める5~6年前から、こういった話は知っておきたかったです。影響地域の未就学児をもつ家庭に、柔軟な対応（進学先を選べるなど）を検討してください。
- ◆通学区域の見直しについて、現在通っている子どもは見直しの対象外となる前提で、検討いただいていると思います。その場合、在校生の弟や妹がいる家庭において、居住地域によっては兄弟でそれぞれ別の学校に通うパターンもあり得ると考えます。きょうだいで通学先が異なるのは、家庭にとっても大きな負担となります。在校中のきょうだい児がいる場合、通学区域変更後も、上の子が通学する学校を下の子の就学時に選択できるなど、在校生の家庭にはきめ細かく柔軟な対応をいただきたいです。
- ◆親の意見として、児童数増加の現在、通学区域の見直しは致し方ないと考えています。施設面による対応は、工期が間に合わない・工事期間中の学校運営に支障が出ることから困難であることは理解できます。しかし、通学区域の見直しが、令和8年度から仮定されている現状に驚いています。通学区域が変更となる家庭に対して、当面の猶予措置が検討されることを強く望みます。また、兄弟が同じ学校に進学できるよう、配慮するのかどうか質問があります。上の子が青木小学校に進学している場合、通学区域変更後に就学する下の子も、上の子と同じ青木小学校に進学できるような措置は図られるのでしょうか。
- ◆現在登校されている児童が転校になることはないようお願いしたいです。兄弟で違う学校になるのも大変です。このまま青木小の学区の範囲を変更しないことを願っています。

- ◆友人の子どもが斎藤分小で1クラスだったと話していた事もあり、今後の斎藤分小を案じていました。登校区域改変が最も適正だと考えます。今後の少子化を思えば、登校区域改変一択かと思います。無駄な税金を使うよりは、設備や教員の増員などに力を入れてほしいです。
- ◆横浜市の学校は、市民全体の税金によって運営されていることから、「公の利益」や「市民全体の公平さ」が最優先であるべきと考えます。公立校である以上、学区変更への柔軟な理解も必要ではと思います。また、個人的な見解ではありますが、情緒面の成長という視点も重視してほしいです。教室という「箱」だけを増やしても、運動場や共用スペースの物理的な余裕がなければ、子どもにとってのストレスや窮屈さに直結します。
- ◆学区の再編成が避けられない状況だとしても、数年、少なくとも6年間は青木小が選択肢として認定されることを願っています。突然、決定事項を通知するのではなく、子どもたちのためにも少しずつ・臨機応変な変革をされることを強く望みます。また、該当者への情報が少なすぎます。近隣の園や不動産などに簡易のお知らせなどを配布してはいかがでしょうか。

### 【検討部会事務局としての考え方】

事務局に寄せられた御意見のうち、共通の御意見について、検討部会事務局としての考え方を整理しましたので、抜粋して御紹介します。（全文は検討部会資料を御覧ください。（P12にQRコード記載））

#### ① 第2回検討部会で提示された通学区域変更案の対象地域が、対象地域として選定されたのはなぜか

通学区域変更を検討する際には、周辺学校と通学区域が隣接している地域を中心に検討を行うことから、対象地域としてお示ししております。

#### ② 指定地区外就学制度で就学している児童の制限を検討するべきではないか

指定地区外就学（『越境』、『寄留』など）の児童の制限につきましては、「指定地区外就学制度」に則り、どのような対応が取れるのか、検討してまいります。

#### ③ 通学区域全域に特別調整通学区域を無期限に設定し、教室不足への対応とはできないのか

青木小学校の通学区域全域を対象に特別調整通学区域を無期限に設定した場合、通学区域内の全児童が青木小を選択する可能性があります。その場合、青木小学校の教室不足の状況が改善されない見込みとなりますので、教室不足の対策とは、困難と考えています。

#### ④ 通学区域変更の実施について、猶予期間・経過措置が設けられないか検討してほしい

「経過措置」の検討につきましては、ある程度の期間、引き続き、青木小学校に通うことができるような経過措置を設けられないか、事務局にて条件等の整理・検討を行い、第3回検討部会にて、御説明しました。（P4～「通学区域の見直しによる対応について」を参照）

#### ⑤ 在校生にきょうだい児がいる場合、通学区域変更後も下の子が青木小学校を選択できる等、柔軟な対応を検討してほしい

きょうだい児の経過措置や対応は、今後、学校等と調整のうえ、検討してまいります。

#### ⑥ 通学区域変更後の通学路の安全対策について

学校関係者やスクールゾーン対策協議会の皆さんと調整のうえ、児童への負担・安全面等を考慮して、通学区域変更後の通学路を選定していきたいと考えています。

### 3 第2回検討部会時までに委員及び参考人の皆さまから頂戴した御質問に関する回答

第2回検討部会の際に、その場で回答ができなかった部会委員・参考人からの御質問について、検討部会事務局としての見解・回答をお示しました。詳細については、第3回検討部会当日資料の「資料4」を御確認ください。(P12にQRコード記載)

### 4 通学区域の見直しによる対応について

第2回検討部会にてお示しした案(案①)について、部会委員や地域の皆さまから、『通学区域変更を行うとしても、すぐに行うのではなく、猶予期間・経過措置が設けられないか検討してほしい』という御意見を複数いただきました。

そのことを踏まえ、改めて事務局にて、経過措置を設けることはできないか、条件等の整理・検討を行い、経過措置を設けることが可能な通学区域の見直し案(案③)を新たにお示しました。

案①・案③の二つの案をお持ち帰りいただき、次回の検討部会にて引き続き御議論いただく予定です。

※幸ヶ谷小の通学区域に隣接する地域については、幸ヶ谷小学校の施設状況から見て、更なる受入れが困難であることから、第2回検討部会でお示しした案と同じく、検討対象地域には含めておりません。

#### 【通学区域変更の対象者】

- ◆施行日（設定日）＊以降に入学となる新小学1年生
- ◆施行日（設定日）＊以降に対象地域に転入される小学生

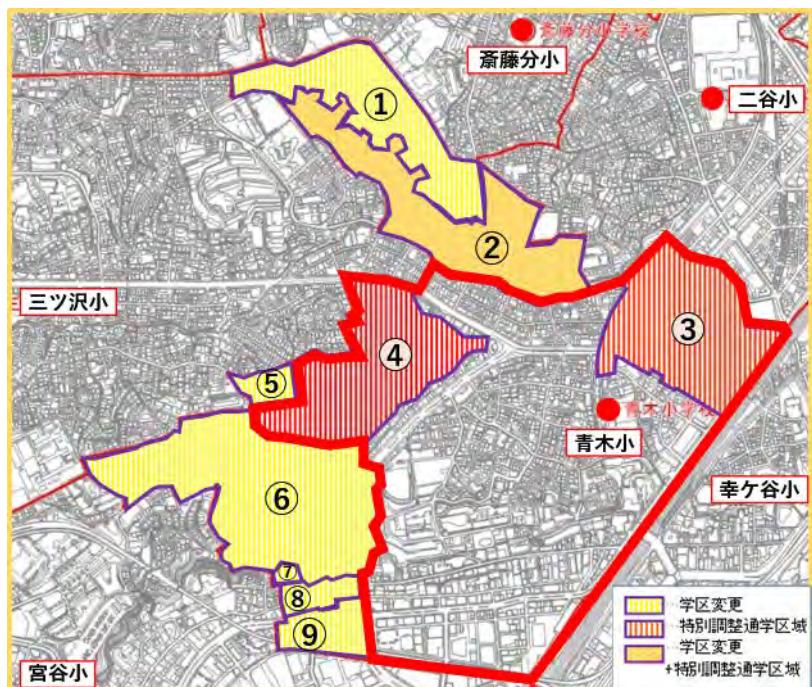
※在校生については、通学区域の見直しの対象外となります。

また、事務手続きの都合上、令和8年度からの通学区域変更の実施は想定していません。

※方向性がまとまる時期によって施行日（設定日）が変わるため、現時点では通学区域の見直しの具体的な時期は決定していません。

#### 【通学区域の見直し案①（第2回検討部会資料：見直し案の再掲）】※カラー版はホームページに掲載しています。

	検討対象地域	変更案 (通学する学校)
①	栗田谷北	斎藤分小
②	栗田谷南	斎藤分小 二谷小
③	反町	青木小 二谷小
④	松ヶ丘	青木小 三ツ沢小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘寮跡地)	三ツ沢小
⑥	沢渡	三ツ沢小
⑦	沢渡 (社会福祉社会館跡地)	宮谷小
⑧	台町の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小
⑨	鶴屋町3丁目の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小



※変更案に2校記載されている地域については、特別調整通学区域＊の設定を想定

※特別調整通学区域制度・・・就学にあたって、指定校（正規校）又は指定校以外の学校（受入校）のいずれかを選択できる制度。

## 【経過措置の考え方】

通学区域変更の対象となる地域に「特別調整通学区域」を時限的 (R○年度～R△年度) に設定することを、経過措置と定義します。

経過措置期間中の年度内に、「転入する小学生」及び「新たに就学する小学1年生」は、指定校・受入校のいずれかの学校を選択可能です。そのため、対象地域すべての児童（100%の割合）が、青木小学校を選択・就学した場合に、青木小学校の教室が不足しない児童数となる必要があります。

経過措置期間終了後は、特別調整通学区域が解除され、指定校に通うことになります（※）。

### 経過措置期間中・終了後の就学先のイメージ

地域	現在 (指定校)	経過措置期間中の 転入生・新1年生		経過措置終了後の 転入生・新1年生 (指定校)
		(指定校)	(受入校)	
△△町	青木小	○○小	青木小	○○小
■■町	青木小	★★小	青木小	★★小

※経過措置の対象地域に居住する児童は、経過措置期間終了後に、就学先が通学中の小学校から変更（転校）となることはありません。

### 【案①に経過措置を講じる場合（案②）の検討】

令和9年度からの通学区域変更を想定し、仮に6年間・3年間の経過措置を設けた場合（※令和9年度以降に入居開始の新規マンション等を除く）、経過措置期間中は、対象地域のすべての児童（100%の割合）が、青木小学校に就学することを想定すると、いずれも令和10年度に教室不足が見込まれるため、見直し案①に経過措置を設けること（案②）による対応は困難です。

青木小 保有:24教室	6年間の経過措置										経過措置解除
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
児童数	763	761	766	777	784	806	832	865	862		
学級数	24	24	24	25	26	27	28	28	26		
3年間の経過措置										経過措置解除	
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
児童数	763	761	766	777	784	779	778	782	780		
学級数	24	24	24	25	26	26	26	25	24		

※ 青木小学校及び周辺関係校の推計については、新たな開発情報や物件情報を精査し、第2回検討部会時点（令和7年3月26日）から令和7年7月1日時点に更新しています。

※ R7～R12は、R6時点の未就学児（0歳～5歳児）を基に算出した推計値、

R13～R15は、横浜市将来人口推計を基に0歳児を算出した推計値であり、次頁以降のR13～15における推計値も同様に、横浜市将来人口推計を基に0歳児を算出して、児童数の見込を算出しています。

※令和9年度以降入居開始の物件は、経過措置を設けず令和9年度からの通学区域変更を前提としています

上記の試算結果から、第2回検討部会で提示した通学区域の見直し案（案①）に経過措置を設けると、経過措置の期間中に在籍する児童数が増加し、教室不足が発生してしまうことから、経過措置を講じるためには、通学区域の見直しの対象とする区域を再検討する必要があります。

なお、検討の際には、基本方針（※1）における「通学区域設定にあたっての考え方」（※2）に加え、青木小学校の教室不足が解消すること、通学区域変更によって周辺小学校で教室不足が発生しない見込みであることの2点を前提条件として、通学区域の見直し対象とする区域の再検討を行いました。

※1 「横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針」

※2 「通学区域設定にあたっての考え方」抜粋

「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や、「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定する。

設定にあたっては、道路、鉄道、河川等で地形的に通学区域が区分されていることが望ましい。

### 【経過措置を講じることが可能な通学区域変更の検討（案③）】

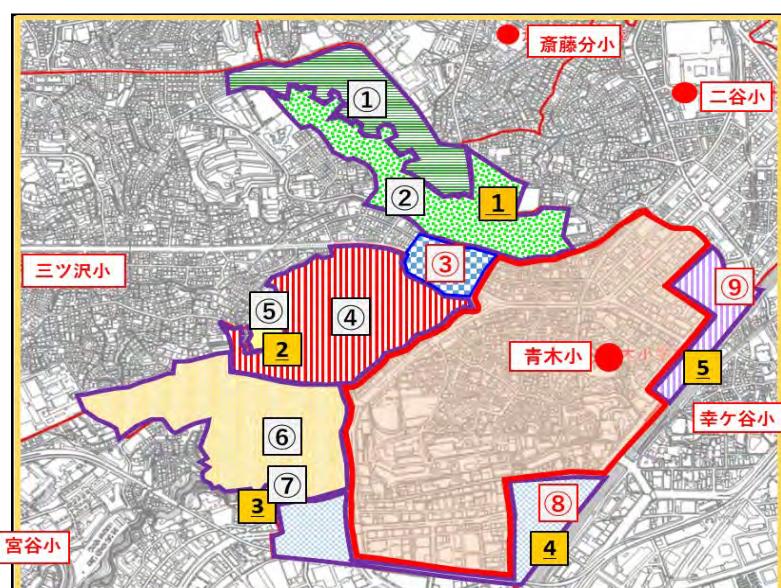
経過措置を設定することを前提として、新たに案③をお示ししました。

案③では、対象地域を見直すとともに、第2回検討部会にて、「新しいマンションを通学区域変更の対象にできないか」との御意見があったことも踏まえ、左下表①～⑤でまとめられている物件については、経過措置の対象外とし、令和9年度から通学区域変更を行う案としています。①～⑤以外の通学区域変更の対象地域については、経過措置期間中はすべての地域で青木小学校を選択することが可能となります。

また、案③では、経過措置期間を設けるため、新たに通学区域変更の対象地域に追加したところや、新しいマンション等を通学区域変更の対象とする際に、「飛び地（※）」の通学区域とならないよう、通学区域変更の対象地域を拡大した箇所が一部あります。（右表の③、⑧、⑨）

（※飛び地…通学区域内の、通学区域内の特定の物件のみを他の学校へ通学区域を設定すること）

### 【通学区域変更の対象地域図（案③）】



### 経過措置の対象/対象外の地域一覧とその指定校・受入校

	対象地域	経過措置期間		経過措置期間終了後	
		(対象地域)	(指定校)	(受入校)	(指定校)
①	栗田谷北	斎藤分小	青木小	青木小	斎藤分小
②	栗田谷南	斎藤分小	青木小	斎藤分小	二谷小
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
※新規 ④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘駅跡地)	三ツ沢小		三ツ沢小	
※経過措置の対象外です（②の物件と同じ）					
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	三ツ沢小
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小		宮谷小	
※経過措置の対象外です（③の物件と同じ）					
⑧	鶴屋町（一部） 台町（一部）	宮谷小	青木小	宮谷小	宮谷小
※新規 ⑨	桐畑（一部） 反町（一部）	二谷小	青木小	二谷小	二谷小
※経過措置の対象外です（⑨の物件と同じ）					

### 【令和9年度～通学区域変更の物件とその指定校】

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居見込年	指定校
①	共同住宅（新築・70戸）	栗田谷15-11	R10年度	斎藤分小
②	共同住宅（新築・90戸）	松ヶ丘58-3	R9年度	三ツ沢小
③	共同住宅（新築・61戸）	沢渡4-2	R9年度	宮谷小
④	共同住宅（建築済・76戸）	鶴屋町1-41・42	入居済（一部）	宮谷小
⑤	共同住宅（新築・200戸）	桐畑2・3	R9・10年度	二谷小

### 【拡大・新規追加となる通学区域変更地域】（カラーは、ホームページの会議資料を御参照ください）

③ …松本町三丁目

⑧ …鶴屋町一丁目、台町の一部（1, 6, 8, 9, 11-1～11-19）

※鶴屋町三丁目の一部（六角橋第394号線以西）及び台町の一部（六角橋第394号線以西）は、

案①から引き続き対象地域

⑨ …桐畑2・3、8-3（サカタのタネ跡地のみ）、反町一丁目1, 8

※案①で設定した反町における通学区域変更（特別調整通学区域）は行わず、⑨を新たに設定

③ 松本町三丁目

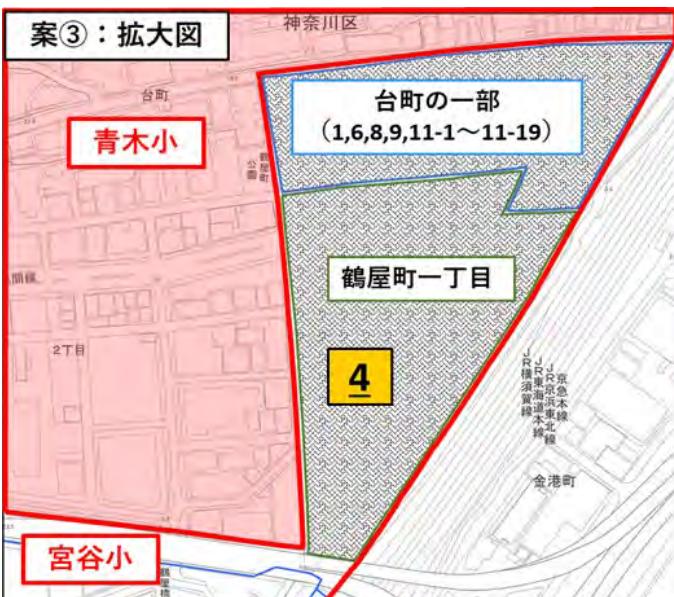


経過措置期間		経過措置期間終了後	
(指定校)	(受入校)	(指定校)	(受入校)

三ツ沢小	<u>青木小</u>	三ツ沢小	<u>青木小</u>
------	------------	------	------------

※経過措置期間終了後も引き続き、  
指定校：三ツ沢小学校  
受入校：青木小学校 となります。

⑧ 鶴屋町一丁目、台町の一部（1, 6, 8, 9, 11-1～11-19）

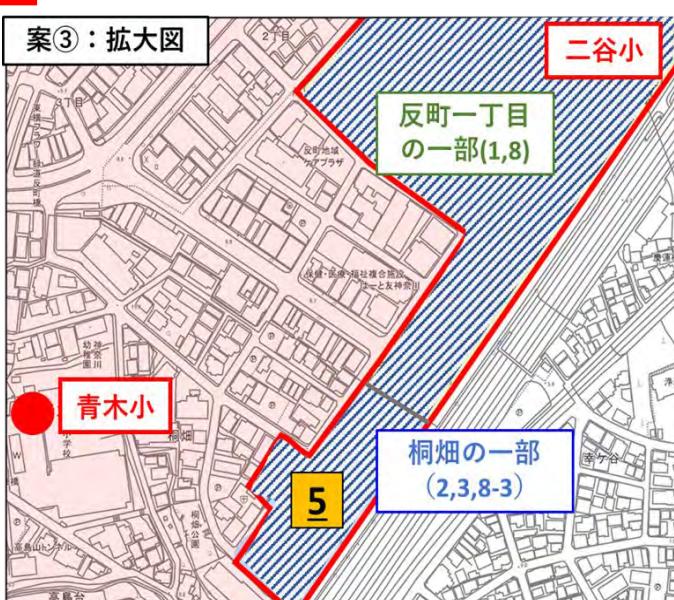


経過措置期間		経過措置期間終了後	
(指定校)	(受入校)	(指定校)	(受入校)

宮谷小	<u>青木小</u>	宮谷小	
-----	------------	-----	--

※ 4 のマンション（建設済）は戸数が多く、  
今後多くの方が入居する可能性があるため、R 9年から宮谷小に通学区域を変更します。（経過措置の対象外となります）

⑨ 桐畠 2, 3, 8-3（サカタのタネ跡地のみ）、反町一丁目 1, 8



経過措置期間		経過措置期間終了後	
(指定校)	(受入校)	(指定校)	(受入校)

二谷小	<u>青木小</u>	二谷小	
-----	------------	-----	--

※ 5 のマンション（建設中・計200戸）は、  
R 9年から二谷小に通学区域を変更します。（経過措置の対象外となります）

## 【案③のとおり通学区域変更を実施した場合の青木小児童数・学級数推移】

経過措置を講じる場合、経過措置の対象となっている地域においては、通学区域変更後の指定校と受入校の青木小学校のどちらかを選択することができるため、「対象地域におけるすべての児童が青木小学校に就学した場合の最大値」による試算のもと、青木小学校が教室不足にならないことを確認する必要があります。

次の表は、案③において、経過措置が適用されている地域の全ての児童が青木小学校に就学した場合を前提とした推計値を算出したものです。

※表中の児童数・学級数は、一般学級の児童数・学級数となります。(次頁も同様)

**青木小**  
保有:24教室

3年間の経過措置					経過措置解除				
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	753	749	748	725	703	687	671
学級数	24	24	24	24	24	23	22	22	21
4年間の経過措置					経過措置解除				
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	753	749	748	759	736	719	702
学級数	24	24	24	24	24	24	23	23	22
5年間の経過措置					経過措置解除				
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	753	749	748	759	771	753	735
学級数	24	24	24	24	24	24	24	24	23
6年間の経過措置					経過措置解除				
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	763	761	753	749	748	759	771	791	772
学級数	24	24	24	24	24	24	24	25	25

## 【経過措置を含む通学区域変更（案③）の検討結果】

事務局として、経過措置を設けることができる期間は3年間が限度であると考えます。

### 経過措置を4年以上設ける場合の主な課題

- ◆青木小学校の学区内で、今後把握しえない開発等により、児童数・学級数が増加した際に、再び青木小学校が教室不足となる可能性  
⇒再度、通学区域の変更等の対応を迫られる可能性がある
- ◆令和11年度から令和12年度を境に児童数が増加傾向に転じることで、今後、見込み以上の児童数が就学した場合、受け入れが困難になる可能性がある

## 【案③で通学区域変更を行った場合の関係する小学校の児童数・学級数見込み】

次の表は、仮に「3年間」の経過措置を講じた場合、周辺の関係する小学校の児童数・学級数がどうなるかを試算したものとなります。

前提として、青木小学校の試算と同じく、経過措置が適用されている地域（青木小が選択可能な特別調整通学区域）において、全ての児童が各小学校に就学した場合の最大値で推計値を算出しています。

斎藤分小 保有:10教室		3年間の経過措置					経過措置解除			
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	211	221	239	260	276	292	300	311	317	
学級数	8	9	10	10	11	12	12	12	12	

※内部改修により、最大2教室程度確保可能な見込み（=12教室）

二谷小 保有:14教室		3年間の経過措置					経過措置解除			
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	386	376	376	368	366	405	419	444	463	
学級数	14	14	13	12	12	14	15	16	16	

※令和8年度以降、建替えに向けた設計等が開始予定  
建替え期間中は、16教室程度を確保予定

三ツ沢小 保有:28教室		3年間の経過措置					経過措置解除			
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	793	822	840	834	870	872	853	838	829	
学級数	26	27	28	27	28	28	27	26	25	

宮谷小 保有:23教室		3年間の経過措置					経過措置解除			
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	645	615	594	591	553	526	534	545	560	
学級数	22	21	20	20	19	18	18	18	18	

各小学校の試算のなかで、斎藤分小学校は令和11年度から、二谷小学校においては令和13年度から、教室不足が想定されています。

ただし、※印でも記載のとおり、斎藤分小学校、二谷小学校ともに「内部改修」や学校の「建替え」等によって、必要な教室数を確保することが可能な見込みです。通学区域変更の方向性が決まった際には、必要な改修等を行って対応していきたいと考えています。

三ツ沢小学校、宮谷小学校では、教室不足は発生しない見込みとなっています。

## 5 部会における主な発言・質問【通学区域の見直し・その他】

（★：委員・参考人からの主な発言 ⇒：事務局からの説明・回答）

※紙面の都合上、発言の要旨を記載しています。会議の詳細については会議録を御覧ください。

★地域の意見を聞くには時間がなかったので、もっと早く部会ニュース等の資料を用意してほしい。

⇒資料を出すのが遅いという御意見については、委員の方や地域の方からも同様の御意見をいただきました。

検討部会ニュースの作成には一定の時間を要しますが、できる限り、迅速な対応に努めてまいります。

★宮谷小へ変更する一部の地域の児童の通学路はどうなるのか。歩道橋を渡らせるのか。

⇒宮谷小学校に変更するということになれば、通学路の選定はもちろんのこと、通学安全対策を考える必要があります。宮谷小学校の校長先生との相談にもなりますが、今回、お示しした案③で、新たに追加・拡大した台町・鶴屋町の一部の地域から宮谷小学校へ通学する場合、二つの大きな歩道橋がありますので、そこを通る通学路とするのか、通らない通学路とするのか、今後、検討していく必要があると考えています。

★第2回検討部会で示された案①では、反町全域に特別調整通学区域の設定があるが、案③は、反町一丁目

の一部を新たに通学区域変更の対象とし、全域の特別調整通学区域の設定はないという理解でいいか。

⇒御認識のとおりです。案③では、案①でお示しした反町における通学区域変更（特別調整通学区域）は

行わず、反町一丁目の一部の地域を通学区域変更の対象地域に新たに加えるということになります。

★経過措置期間中、対象地域の児童全員が青木小学校に就学したいと言った場合はどうなるのか。

⇒対象者の全員が青木小学校を選んだとしても、その全員が青木小学校に就学することができます。

青木小学校が教室不足にならない範囲で、経過措置を講じることを前提としていますので、対象者の方の希望に応じて、指定校と受入校のいずれかに就学することができます。

★資料の2ページと14ページでシミュレーションの結果の数値に差があるのはなぜか。

⇒2ページは第2回検討部会開催時（3月26日時点）、14ページは第3回検討部会開催時（7月1日時点）

のシミュレーションとなります。数値差の主な要因として、現在、事務局で把握している物件情報について、間取りや住戸タイプの情報を収集・更新し、ファミリー世帯がどれくらい入居して、どのくらいの幼児・児童が見込まれるかという予測の数値が、時点更新によって変わっていることがあげられます。

#### （数値差の要因に関する補足説明）

本検討部会において、資料6「青木小学校の学校規模適正化等について」の2ページ及び14ページに掲載された試算の数値差に関する御質問に対し、事務局より回答を行いました。

説明の内容は差異の要因として適切でしたが、資料13ページの前提条件の記載及び14ページの試算の積算条件について、一部誤りがあったことが判明したため、重ねて補足いたします。

訂正後の会議資料は、検討部会ホームページに掲載しておりますので、併せて御参照ください。

★新築マンションから学区変更を行い、従前からの居住者はなるべく青木小に通えるようにするという点で新しい案は違和感が少ない。ただ、令和7年度現在の0歳の未就学児も通える、6年間の経過措置期間が望ましい。

⇒いただいた御意見を踏まえ、経過措置期間について事務局としても6年間とすることが出来ないか検討しました。しかしながら、現地調査や開発事業者への聞き取り等を行うなかで、青木小学校の児童がさらに増える要素はない、と断言できる状況ではないと考えています。青木小学校の学区内で新たにマンションが建設されるリスクも鑑み、経過措置3年間がひとつの目安と考え、今回事務局から御提案しました。

★通学区域の変更という方針の決定後に建築が決まったマンション等に対して、飛び地のようなかたちでの周辺学校への通学区域変更を検討してほしい。

⇒御意見として受け止めさせていただきますが、教育委員会としては、一体として通学区域を設定するということが現在の基本的な考え方なので、飛び地を前提とした通学区域について、今のところ設定する考えはありません。

★今後の児童数の見込みの中で教室数が足りるとなった場合は、通学区域変更をしないことも考えているのか。仮に通学区域変更を行った場合、青木小の児童数が減ってきたら、元の通学区域に戻る可能性はあるか。

⇒今後のマンションへの入居状況等によっては令和9年度から青木小は25学級になってしまう可能性があります。青木小学校の児童数が減った際に元の通学区域に戻るかどうかという点につきましても、それを前提とすることは、現時点では事務局として考えておりません。

★見直し案③が現実的に近づいたのかなと感じている。推計表のなかでは、児童の総数が736人で23学級になっていたり、759人で24学級になっていたり、児童数を学級数で割ると大体1クラス31人程度となる。35人の学級編制とどう関係があるのか、どうやって学級数を試算しているのか確認したい。  
⇒試算をする際、1年生が何人、2年生が何人というように、学年ごとにシミュレーションを行っています。例えば、どこかの学年が37人であれば、35人を超えるため2クラスの学級編制になり、逆に34人だと35人未満のため1クラスとなります。学年ごとにその試算を行い、最終的な合計値をお示ししています。

★学級数の話は一般学級に限った話であり、現在は個別支援学級も増加傾向にあると思うが、青木小学校ではどうなのか。

⇒第1回検討部会にて、個別支援学級の推移をお示ししたとおり、青木小学校の個別支援学級に在籍している児童は増加しています。また、個別支援学級は、在籍する児童の特性に応じた学校教育を行うために、8人1クラスで運営することとなっていますので、個別支援学級が増えるとその分の教室も確保していくことになります。

★新規物件として資料に掲載されている一部の物件は、まだ工事も始まっていないように見受けられる。予定の入居時期に間に合うとは思えないため、精査すれば今の学区のままでも問題ないのではないかと考える。

★地域に持ち帰って検討した結果を改めて伝えたい。事務局とは綿密に調整する必要があると考える。

★松ヶ丘にできる新しいマンションの子どもたちが、三ツ沢小学校に行くということになると、距離的には青木小とそう変わりはないものの、通学の安全面が気になる。また、区をまたいで学校の子ども達を見守るのは、大変と聞いたことがある。居住区と異なる区の学校への通学区域変更はできれば避けてほしい。

★青木小学校から別の小学校に通学区域変更した場合、中学校はどこへ行くことになるのかなど、保護者からの心配の声が届いている。同じ町内で異なる小学校に行って子ども会はどうなるのかという不安もあるが、松本町はすでに同じ町内で異なる小学校に行っている状況のため、そのあたりを聞いてみたい。

★きょうだい児の問題では、上の子が卒業したあとは、下の子は要件から外れるため転校するということにはならないよう、そのまま通い続けられるように配慮してもらいたい。

★経過措置期間3年以外の4年、5年、6年、そのいずれについても、なぜその時期で区切りが出てくるのかというところを、当事者に理解してもらうのは難しいのではないかと感じた。

★経過措置期間の3年という期間は、今後、運用していくなかで、実際の人数が見えてきて教室数に問題なさそうだとなったら延長するなどの柔軟な対応をしてほしい。

★現在、全市的にも、特別支援教育のニーズが高まっている。特別支援教育のための個々にあった教育環境を用意するのは、現在の青木小学校の教室状況では厳しいところがあると感じている。

★案③で、新規追加した地域として、反町1丁目1、8のマンション2棟を対象としたのは、隣の桐畠の一部と合わせて痛み分けで出してきたのでは、と感じる案で、納得できない。

★青木小学校で、万が一教室が足りなくなった場合に、教育に大きな支障が出てくると教育委員会は考えているからこそ、この変更案が出ている。これまで1年近く議論していることも踏まえて、ある程度の結論を出していくことが必要。

★子どもが増えて、教室が足りなくなるという問題が今まさに起きているのにも係わらず、全市的ではなくて教育委員会だけが対応している状況で、話が進んでいくのは歯がゆさを感じる。

### 《保護者の皆さまへ》

お子さんからの御意見や御質問もお待ちしております。御家庭でお子さんに青木小学校の検討状況をお話しされる際に、分からぬ点や気になることがありましたら、下記のお問い合わせ先までお寄せください。

### ◆第4回検討部会について ※会議の公開・非公開は検討部会の冒頭で決定します。

日時・会場：未定（決定次第、以下のホームページでお知らせします。）

検討内容：学校規模適正化等について

### ◆「青木小学校」学校規模適正化等検討部会の経過等について

部会の会議資料や会議録、ニュースについては、ホームページからも御覧になれます。

※検討部会における当日資料は、検討部会開催翌日に市HPにて公開いたします。

※会議録および検討部会ニュースの市ホームページでの公開・発行につきましては、

発言内容の確認や編集作業等のため、検討部会終了後、一定の期間を要します。

あらかじめ御了承ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.html>

【各資料に直接アクセス可能なQRコード】



【ホームページ】



【第3回検討部会資料】



【第3回検討部会会議録】



【第2回検討部会ニュース】

### ◆事務局（お問い合わせ先）

皆さまからの御意見や御質問を受け付けております。

Eメール、電話またはFAXでお寄せ下さい。

お寄せいただいた御意見等は、全て検討部会に報告し、議論の参考にさせていただきます。

横浜市教育委員会事務局学校計画課

Eメール：[ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp](mailto:ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp) TEL：045-671-3252 FAX：045-651-1417

## 第3回検討部会時に委員及び参考人の皆さまから頂戴したご質問に関する資料

本資料は、『第3回検討部会の際に検討部会委員及び参考人の皆さまから頂戴した御質問』について、検討部会事務局の見解・回答となります。

本資料及び『検討部会ニュース（第3号）』を参考に、第3回検討部会にて事務局からお示しさせていただいた2つの『通学区域の見直し案（案①（経過措置なし）、案③（経過措置あり）

』を中心に、第4回検討部会にて、引き続き皆さまより御意見をいただきたいと考えております。

なお、本資料は第4回検討部会においても、当日資料として御用意させていただく予定です。

### （1）松ヶ丘、栗田谷の物件の完成は、現在の工事現場を見る限り、事務局の想定よりもずっと先になるのではないか。そのあたりを精査すれば、急激な児童数の増加が起きるとは思えない。

新築物件など、通学区域内における開発の状況については、毎年2月ごろに把握物件の全件を対象に事業者へ現況調査を行っているほか、適宜、現地調査の実施や、事業者に対して建築の状況や間取り等を直接確認しています。

松ヶ丘及び栗田谷の物件は、令和7年5月ごろに、直接、事業者に状況を確認しており、その際の事業者の回答を参考に、青木小学校の今後の児童数・学級数の推計値に反映しています。

事務局としては、今後、青木小学校の教室が不足し、授業が受けられなくなる事態は絶対に避けなくてはならないと考え、現時点で、事務局で把握している情報を基に、慎重な判断を行う必要があると考えています。

### （2）台町の新規物件のうち、70m<sup>2</sup>ほどの広さの住戸は全体の2割程度だと聞いている。ファミリー層も2割程度ではないのかと推測するが、今後の児童数への反映はどのように行っているのか。

本市では、5年ごとを目安に、物件のエリアや住宅タイプに応じた幼児・児童の出現数について調査を実施し、その調査結果をもとに、新規物件による今後の増加見込みを加味し、児童数の推計に反映しています。

第3回検討部会でお示しした推計では、台町の新規物件の総戸数80戸（子育て世帯が入る可能性のある2LDK以上の住戸は62戸）のうち、実際に入居する子育て世帯は約25戸と試算しています。

なお、この子育て世帯については、入居開始と同時に一挙に幼児・児童が入ってくるという想定ではなく、年を経て順々に入ってくることを想定し、推計に取り込んでいます。

現在の新築マンションでは、専有面積が小さい物件においても、以前よりも幼児や児童の出現率が高く、狭い面積の住戸にもファミリー世帯が入居する傾向が見られます。

以上の考え方や最近の傾向も踏まえて、現在の推計値を算出しました。

### (3) 第3回検討部会で増築の話に触れなかったのはなぜか。

施設面を中心に検討すれば、校舎への手当てや、通学区域の一時的な変更と増築など、今出ている案を組み合わせることも考えられるのではないか

事務局から第三者である設計業者に委託し、増築校舎の整備について、改めて関係法令への適合等、条件を整理し検討しました。その結果、現在の擁壁を建築し直す工事が必要となり、増築校舎の工事完了が青木小学校の教室が不足する時期に間に合わないこと、また増築校舎の整備に関し、工事期間中及び工事期間後、グラウンドの大部分が使用不可となり、体育の授業等に多大な影響を及ぼすことから増築校舎の整備による対応は困難であることを、第2回検討部会においてお示しました。その後、この検討結果が変更となる新たな事由はなかったことから、第3回検討部会の場で、改めて施設面での対応に関する御説明はいたしませんでした。

また、第1回、第2回検討部会でもご説明しましたとおり、今まで校舎内部の改修工事を重ねてきたため、現状で青木小学校の校舎内を改修することで教室を確保できる場所はない状況です。

さらに、横浜市全体として、個別支援学級の在籍児童数が増加傾向にあり、青木小学校においても同様の傾向となっています。個別支援学級は、在籍する児童の障害の状態や程度に応じた学校教育を行うために、「知的障害」、「自閉症・情緒障害」、「弱視」の種別でクラスを分け、児童8人で1クラスの編成となっています。

したがって、個別支援学級の在籍児童数の増加傾向も見据えた対応が必要であると考えています。

### (4) 増築する場合には、いくらぐらいかかるのか【新規追加】

第2回検討部会の際に御説明した増築整備の検討に係る設計会社への委託業務の中で示された、増築等にかかる整備費用の概算は、工事で使用する仮設施設等の整備費、既存施設の解体費、既存擁壁の撤去・擁壁の建築費、校舎増築費、工事後のグラウンド整備費で、総計約5.5億円程度の費用が発生する見込みです。

なお、当見積額は委託時（令和7年3月時点）における概算額であり、地下埋設物等による工事の支障となる事由がないことを前提としています。

### (5) 周辺の小学校も教室数が厳しい状況だと聞いているが、関係する各小学校に説明しているのか。

その説明に対して、各小学校は納得しているのか。

青木小学校が通学区域変更となる可能性がある関係の各小学校には、青木小学校の現状及び今後の通学区域変更の可能性について事前に状況を御説明し、御理解いただいています。

現在の推計値では、関係する小学校において、いずれの学校でも保有教室数を大きく超える見込みはなく、児童数も徐々に下がっていく見込みです。

なお、現在の教室の状況について御相談いただいた学校もありましたので、通学区域変更を行うと決まった際は、各関係校とも綿密に調整し、適宜、内部改修等の対応を検討していきたいと考えています。

案③における経過措置期間中は、対象地域すべての児童が青木小学校に就学することを想定した場合においても、教室不足にならないことが必要です。

**(6) 案③で通学区域変更を行う場合、経過措置について、6年間設けることは不可能なのか**

青木小学校の通学区域で今後、把握しえない開発等による児童数増加の可能性があることや、児童数が増加傾向にあるため、事務局としては3年間の経過措置が適当であると考えています。

なお、9月初旬に令和7年度版の義務教育人口推計が完成し、最新の児童数・学級数の推計が明らかとなります。この新しい推計結果を基に、案①および案③における将来的な児童数・学級数の状況、今後の見込みについても改めて試算を行って、検討部会にてお示しさせていただきますので、その推計値も参考にしながら、御議論いただきたいと考えています。

**(7) 事務局に寄せられた意見への回答の中であった、沢渡から三ツ沢小学校まで1.5kmというのは、沢渡のどこから計測したものか**

沢渡公園、沢渡3付近から三ツ沢小学校まで、六角橋第394号線を上る経路で計測したものです。

事務局の職員による徒歩の実測で、約20分の道のりでした。

**(8) 通学区域変更となった場合、新たに別の小学校へ通う通学区域変更後の地域への支援はないのか**

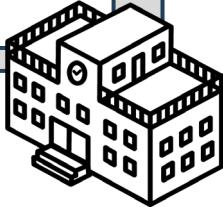
通学区域変更の際には、各小学校のPTA、町内会、子ども会、学援隊等の地域の皆さんに御協力いただいて、御対応いただいているという状況です。

今後、通学区域変更となった場合に、道路管理者・交通管理者等の関係部署との調整を行って通学安全対策を図っていきますが、対象の地域から、具体的な支援の御要望・御相談をいただいた際には、内容に応じて対応を検討させていただきます。

令和7年9月

横浜市教育委員会事務局からのお知らせ

## 『青木小学校』が教室不足となる見込みのため、 現在、具体的な対応策を検討しています



### 1. はじめに

神奈川区の青木小学校では、通学区域内におけるマンション開発の影響により、児童が増加していることから、教室の改修工事を毎年のように行ってきました。

今後もさらなるマンション開発が通学区域内で計画されていることから、将来、教室が不足する見込みとなり、何らかの対策を講じる必要がある状況です。

そこで、青木小学校の学校規模適正化に向けて具体的な対応策を検討するため、地域、青木小学校の保護者の代表及び校長からなる「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会」を設置し、具体的な対応策の検討を行っていますので、お知らせいたします。

### 2. 検討部会の開催状況

これまでに、第1回から第3回までの検討部会を開催し、具体的な対応策について継続的に話し合いを進めています。

今後も、地域の皆さまのご意見も踏まえながら、より良い教育環境の提供に向けて検討を続けてまいります。

### 3. 検討内容や進捗状況はホームページでご覧いただけます

検討部会当日の会議資料や会議録、当日の様子をまとめたニュース（※）など、そのほか詳細については、横浜市のホームページで随時、お知らせしています。

※ニュースは、青木小学校通学区域内へ全戸配付（ポスティング）を実施しています。

詳細は **青木小学校 不足教室対策**  で検索

ホームページ  
QRコード

お問い合わせ先 検討部会事務局（横浜市教育委員会事務局学校計画課）  
電話：671-3252 FAX：651-1417  
Eメール：ky-kanagawa2024@city.yokohama.lg.jp



## 事務局に寄せられた御意見等一覧

### 【電話で寄せられた御意見（5件）】

	発言要旨（○=相手方、→=事務局）
1	<p>○：三ツ沢小に変更になる地域に住んでいる。年長（6歳）の子がいて、下にも二人の子がいる。上の子は青木に通えると思うが、下の子が経過措置期間外の場合どのようになるか。</p> <p>→：在学期間が重なっている場合の対応については検討している。</p> <p>○：逆に、上の子から三ツ沢小に通うことはできるのか。</p> <p>→：通学区域変更前に希望する場合、指定地区外就学制度で希望先の学校の校長に相談することになる。現時点では通学区域の調整もきょうだい児の対応も検討段階であることから、現時点で「どうなる」とお答えはできない。</p> <p>○：きょうだい児がいる場合、学校がわかれてしまうのは授業参観や行事のことを考えると特に共働きの家庭には厳しい。また、地域では、小学校区と中学校区が異なると子どもの人間関係が変わってしまって可哀想だという声が出ている。小学校区と合わせて中学校区も変更することを検討してほしい。</p> <p>→：御意見として受け止め、検討する。</p>
2	<p>○：検討部会ニュースで、自身の居住地域が宮谷小への通学区域変更の対象となっているのを知った。現在、3歳と1歳の子どもがおり、上の子は青木小の個別支援学級への編入の可能性があると考えているため、距離のある宮谷小へ通うことは難しいと思う。そのような場合は特例措置として、青木小への通学を認めてほしい。</p> <p>→：個別の事情がある場合等、個別に検討が必要な場合もあると考えている。</p> <p>いただいた御意見は検討部会で報告し、検討の参考にさせていただく。</p>
3	<p>○：小学校の通学区域変更については承知したが、中学校についてはどうか。今のままだと、中学に進学した際に友達が誰もいないことになってしまう。</p> <p>→：中学校の通学区域については、現在部会で検討はしていないが、同様の御意見を複数いただいており、事務局としても検討が必要な事項であると認識している。</p> <p>○：承知した。引き続きニュースを確認しようと思う。</p>
4	<p>○：通学区域を変更すると、町内が分断されてしまう。</p> <p>学校周辺の空き地等に仮設の校舎を設置すればよい。</p> <p>→：御意見として受け止めさせていただく。</p>
5	<p>○：ニュース等で、鶴屋町一丁目のマンションは、今後も世帯が増える見込みと記載されていた。世帯数は多いが、当該マンションの子どものほとんどは私立小学校で、公立小学校は少数派だと思う。そのようなことも念頭において検討してほしい。</p> <p>→：検討部会等で共有し、検討の参考にさせていただく。</p>

## 【E メール等で寄せられた御意見（17件）】

	意見内容
6	<p><b>【メールでの御意見】</b></p> <p>青木小学校の通学区域見直し案③について意見があります。</p> <p>私の住む地域から青木小学校は目の前に見えています。信号を一つも渡らずに通学できます。それなのに、なぜ遠い二谷小学校に通うような案が出ているのでしょうか。</p> <p>見直し案③では、反町公園周辺が新たに青木小学校の通学区域に含まれることになっています。反町公園周辺が含まれること自体は理解できます。しかし、反町公園周辺よりも青木小学校に近い桐畠が除外されるのはなぜでしょうか。私たちの子どもは、反町公園から青木小学校に通う子どもたちとそれ違いながら、その何倍も遠い二谷小学校まで歩いていくことになります。二谷小学校に行くには何個も信号を渡らなければなりません。距離も倍以上違います。反町公園周辺と比較しても、桐畠の方が青木小学校により近く、より安全に通学できます。反町公園周辺を青木小学校の通学区域に含めるのであれば、当然、より近く安全に通学できる桐畠も含まれるべきではないでしょうか。小さい子どもにとって、通学距離と信号の数の差がどれほど大きいか、ぜひ考えていただきたいです。</p> <p>なぜ桐畠が青木小学校から外されるのかと考えると、サカタのタネ跡地に大型マンションができることによる人数調整のためではないでしょうか。もしそうだとすれば、新規開発の影響を既存住民に押し付ける形になってしまいます。そして、明らかに歪められた校区設定によって無理矢理行われようとしています。例えば、もし青木小学校の真横に1000人規模のマンションができたとして、そこを青木小学校の校区から外すことがあるでしょうか。立地的に考えてあり得ないはずです。</p> <p>大規模マンションができるたびに、その影響で近くの住民を遠い学校に通わせる。これを繰り返していくけば、校区はどんどん歪な形になっていくのではないかでしょうか。</p> <p>桐畠2, 3にはマンションが多く、古くから住んでいる人は少ないかもしれません。地域の委員会に私たちの声を代弁してくれる人がいないかもしれません。しかし、だからといって簡単に校区から外されてよいものでしょうか。反町公園周辺が青木小学校の通学区域に含まれるのなら、より近く、より安全に通学できる桐畠も当然含まれるべきだと思います。</p> <p>実際に通学距離を測ってください。信号の数を数えてください。できれば実際に歩いてみてください。反町公園周辺と桐畠を比較すれば、桐畠の方が青木小学校により適した立地であることがわかつていただけるはずです。「新しいマンションは人数が多いから除外しよう」という恣意的な線引きではなく、子どもの安全と通学の負担を第一に考えた校区設定をお願いしたいのです。</p>

	<p>通学距離や安全性を考慮すれば、桐畠は青木小学校の通学区域に含まれるべきです。私にはどうしても納得できません。なぜ目の前に見える青木小学校に通えないのか。なぜ反町公園周辺より近いのに、遠い二谷小学校に通わなければならないのか。ぜひ合理的な説明をいただきたいと思います。この見直し案③には明らかに不合理な点があります。通学距離と安全性に基づいた公平な校区設定を改めて検討していただくことを強くお願ひいたします。子どもたちの安全と負担を最優先に考えた判断をしていただけることを心から願っております。よろしくお願ひいたします。</p> <p><b>(電話での御意見)</b></p> <p>○：メールでも意見をさせていただいたが、意見を伝えたく御連絡した。</p> <p>桐畠3丁目に住んでいるが、部会ニュースでこの地域が通学区域変更の対象となっていることを知った。サカタのタネ跡地の住宅開発による影響だと思うが、地理的に見ても青木小のほうが近く、青木小に通えると思い住宅を購入したにもかかわらず、新しい要因のせいで別の学校になるのは乱暴ではないか。</p> <p>桐畠すでに住んでいる方がいるマンションについては通学区域変更から除外する等の対応をとってほしい。新しいマンションのみを対象とするのであればまだ納得できる。</p> <p>→：経過措置を検討してほしいという御意見を複数いただき、前回の検討部会では経過措置を取った場合のシミュレーションもお示ししている。メールでいただいた御意見も含め、次回の検討部会で報告し、検討の参考とさせていただく。</p>
6	<p><b>【メールでの御意見への回答】</b></p> <p>■反町地域よりも青木小学校に近い桐畠の一部で通学区域変更案が出るのはなぜか</p> <p>今回、御提案した通学区域変更案（案③）では、現在の青木小学校通学区域内における一部の物件（今後、建設予定の物件を含む）を対象に、令和9年度から学区変更を行うことを想定しています。</p> <p>しかし、一部の物件を学区変更する場合、学区内の当該物件のみが他の学校へ就学する、いわゆる「飛び地学区」となってしまうこと、また、この学区変更によっても将来、青木小学校の教室不足が解消出来ない見込みである等といった課題がございます。</p> <p>そこで、令和9年度に学区変更となる対象物件の周辺地域及びその他の地域に、「経過措置（※）」を設けた上で、将来的に学区変更を行うことを御提案しているものです。</p> <p>つきましては、「サカタのタネ跡地に建設予定の物件（桐畠）」及び「フロントタワー（鶴屋町一丁目）」において、当該物件が「飛び地学区」とならないよう、周辺地域を含めた学区変更を行う案となっています。なお、桐畠の一部等の周辺地域については、経過措置を設けることにより、一定期間、青木小学校への就学が可能となることを想定した案となっております。</p>

	<p>※「経過措置」</p> <p>経過措置を設けない一部の物件を除き、対象地域において、一定期間、青木小学校または指定の小学校いずれかの小学校を選択可能な「特別調整通学区域」の設定を行う措置。</p> <p>■二谷小学校への通学の場合、通学距離が2倍以上の距離になってしまう</p> <p>横浜市では、徒歩での通学を原則とし、児童の体力・通学安全などを総合的に勘案し、小学校では片道おおむね約2km以内を望ましい通学距離としています。</p> <p>桐畠2、3から二谷小学校までの通学距離が片道約0.9kmであることや、事務局にて実際に歩き、通学に支障がないと確認したこと等を踏まえ、第3回検討部会にて案③をお示ししております。</p> <p>■桐畠の地域で検討部会で意見てくれる人がいないのではないか</p> <p>桐畠の地域代表の方については、部会委員という立場で、第1回検討部会から御出席いただき、議論に御参加いただいております。説明が不足しており、申し訳ございませんでした。</p> <p>■青木小学校に通う子どもたちと通学路ですれ違うことになるがどうするのか</p> <p>今後、通学区域変更を行う場合には当該校を中心に新たな通学路が設定されます。</p> <p>児童の安全確保の観点を中心に検討していきます。</p>
--	---

	意見内容
	<p>飛び地になることを避けるための措置ということは理解しました。</p> <p>しかし、飛び地を避けるために周囲の地域を巻き込んで無理やり特定番地だけを除外するのは、本末転倒ではないでしょうか。案2では反町が二谷小に割り当てられていますが、案3では反町を青木小に戻すために、代わりに桐畠の一部を切り捨てるにしたように見えます。松本町も反町も、どちらも桐畠より明らかに青木小から遠く二谷小に近いです。</p> <p>青木小学校の住所自体が桐畠なのに、なぜ桐畠を外して他を優先するのでしょうか。この意図が全く理解できません。</p>
7	<p>フロントタワーについても鶴屋町1丁目を外しただけで、鶴屋町全体は青木小のままで。結局これも飛び地になってしまっているのではないでしょうか。案1、案2では通学距離に応じた合理的な学区設定になっていて納得感がありました。しかし案3では、フロントタワーとサカタのタネ跡地の対応、そして反町を青木小に含めるために、かなり恣意的な学区設定になってしまったと感じます。</p> <p>通学距離について「片道約0.9km」「望ましい通学距離」とのことですが、問題は絶対的な</p>

距離ではありません。青木小まで信号ゼロで通える場所から、なぜわざわざ何個も信号を渡って倍以上遠い二谷小に通わなければならないのか、ということです。実際に歩いて確認されたとのことですが、青木小への道と二谷小への道、両方を比較されましたか。どう考えても青木小の方が近く安全です。桐畠の地域代表の方が参加されていることですが、その方は今後も青木小学校の校区内に残る場所に居住されているのではないですか。

今回切り捨てられる桐畠2、3はマンションばかりの地域で、地域代表の方とのつながりも薄く、真剣に守ろうという気持ちになりにくいのではないかと懸念しています。

教室不足問題は今後も続く可能性があります。「このマンションを何とかするために無理やりこの地域を外そう」というやり方では、いずれ限界が来ます。そこで提案があります。

#### 【提案1：飛び地を許容した合理的な校区設定】

国道一号線と環状一号線の間にある地域は、信号などを考えても明らかに青木小学校に通うのが合理的です。この区域を基本として、

1. この区域内は原則として青木小学校に通う
2. 今後建設される大規模集合住宅については、規模に応じて個別に学校を指定する  
(販売前に決定し、購入者が事前に納得できるようにする)

このようなルールを設ければ、既存住民への影響を最小限に抑えながら、新規マンションにも対応できます。飛び地ができることを恐れて無理な線引きをするより、飛び地を許容して合理的な通学区域を維持する方が良いのではないですか。

#### 【提案2：校舎の有効活用】

校庭を一度整理し、敷地内を最大限校舎で活用して、校舎の屋上に屋根付きの校庭を作ることはできないでしょうか。東京都中央区立阪本小学校のような構造です。昨今の猛暑を考えれば、屋根付きの半屋内校庭は熱中症対策にもなり、教室不足解消と子どもの安全確保の一石二鳥です。

#### 【提案3：データによる客観的な検証への協力】

私はエンジニア(プログラマ)をしており、客観的なデータの収集と可視化でお手伝いできるかもしれません。例えば、各地点から学校までの実際の歩行距離を一括で計算したり、地図上に通学距離を色分けして表示するなどの可視化ができるかもしれません。感覚的な議論ではなく、データに基づいた合理的な校区設定の検討に少しでも貢献できればと考えています。もし可能であれば、検討部会に参加させていただくことはできないでしょうか。今回影響を受ける地域の住民として、客観的なデータを提供することで、より良い解決策を見つけるお手伝いができればと思います。

これらの提案も含めて、ぜひ検討部会で議論していただければと思います。数合わせのために不合理な校区変更をするのではなく、子どもたちの通学の安全と負担を第一に考えた判断をお願いします。

**【回答】****■御意見（反町・桐畠地域について等）**

案①及び案②における反町地域については、二谷小学校へ学区変更を行いますが、同時に青木小学校も選択可能な「特別調整通学区域」を設定することで、各御家庭等の御希望によって、期限の制約等なく、引き続き青木小学校への就学も可能な変更案となっております。一方、案③では、「サカタのタネ跡地建設予定マンション」を令和9年度から青木小学校から二谷小学校へ学区変更を行い、周辺地域である反町及び桐畠の一部地域については、経過措置を設け、一定期間、青木小学校への就学が可能となっており、経過措置期間終了後については、二谷小学校に就学していただく案となっております。

なお、御指摘の案③における「フロントタワー」については、宮谷小学校の通学区域と接している地域を含めて対象地域としているため、「飛び地学区」とはならないと考えています。

**■御意見（通学安全・通学距離について）**

事務局にて当該地域から両校までの想定通学路をそれぞれ歩き、確認しております。

通学区域につきましては、「ある学校の方が近い」という理由のみで設定はしておりません。「望ましい通学距離（片道おおむね2km以内）」の範囲内に学区を設定することを中心に、当該学校の教室状況や、通学安全、その他、様々な状況等を考慮の上、設定していくことを踏まえて、今回の御提案に至りました。

**□御提案（検討部会への参加について）**

当検討部会は、「横浜市学校規模適正化等検討委員会条例」（※1）及び「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会運営要領」（※2）に基づき、小学校関係者、地域の自治会、町内会の代表者の方々に御参加いただき検討を進めております。そのため、個人での御参加や、データ作成等の御協力については、御意向に沿いかねます。

なお、個人の方からの御意見については、検討部会にて御紹介させていただき、検討の参考とさせていただきますので、お申し出にお応えできず申し訳ございませんが、御理解いただけますと幸いです。

その他、いただいた御提案につきましては、次回の検討部会にて報告のうえ、現時点での事務局の考え方も合わせてお示しし、検討の参考とさせていただきます。

**【ホームページ】**

（※1）横浜市学校規模適正化等検討委員会条例

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/tekiseika/kibotekiseika.files/0002\\_20180824.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/tekiseika/kibotekiseika.files/0002_20180824.pdf)

	<p>(※2) 「『青木小学校』学校規模適正化等検討部会運営要領」</p> <p>※第1回検討部会資料中、P.4、P.5</p> <p><a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0044_20250204.pdf">https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kyoiku/sesaku/tekiseika/aoki-husoku.files/0044_20250204.pdf</a></p>
--	---

	意見内容
8	<p>まず内容をまとめました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「横浜市」として取組むべき問題。もっと大ごとにして、有意義な議論をすべき。</li> <li>・スケジュール感と危機感を持ってほしい。</li> <li>・限られたメンバーの会議で、議論されたという証拠残すために議事録を作っているのではなく不信感。</li> <li>・夕食時なので家族がいたら傍聴に行けない。</li> <li>・「通学路の危険性」という意見は反対意見の本質ではない、さらに聞き取りが必要</li> </ul> <p>全体を通して、これは青木学区だけで解決できる問題ではないと感じます。この始まりは教室不足ですが、それだけの問題ではないのです。公立小学校がどうあるべきか、横浜市の公教育の魅力を明確にして打ち出すチャンスではないでしょうか。教育委員会だけでなく横浜市や市議会、メディアなどを利用して問題を大きく扱うべきです。</p> <p>学区内の地域住民の声も大切ですが、同時に隣接区を含め「横浜市」の問題として、最新の初等教育の現場に自分事として携わるプロ(幼稚園、私立小なども含め)を交え、教育委員会の方々とレベルの高い議論をしてほしいです。小学校を取り巻く状況が日々どんどん変わっていることを実感している人が参加しない議論は、机上の空論に過ぎず、時間の無駄と思われます。(失礼な言い方になら申し訳ありませんが、問題に対する解像度が低い人が議論しているのではと感じます)</p> <p>当事者がいる問題(早く方向性を明確にしてあげたい)でありながら、その場しのぎのアイデアは避けるべき(付け焼き刃で進めることこそ不毛)と考えますので、全体的なスケジュール(いつまでに何を決めどこに掛け合うかなど)を考えて、危機感を強めて動いて欲しいです。</p> <p>毎回資料を拝見しますが、次回の検討部会の日程が未定というところに、このプロジェクトのスケジュールはどうなっているのかなと少し不安になります。会議終了の際にその回に出た課題と、次回までの調査調整すべき宿題を決める。その宿題の期限とあわせて次回日程を決めるのはどうでしょうか。また傍聴に関しては、興味を持っても、平日の夕食時に開催</p>

	<p>されていることから、家庭を持つ人たちは参加が難しいです。</p> <p>一番の当事者である層に傍聴の機会を与える気がない、意見を聞く気がないと感じ不信感につながります。この問題は実際に通学する児童が主役でありながら、地域コミュニティとしての役割を持つ小学校、教職員の労働環境、様々な視点から深く考えられる機会と感じます。もっと危機感とスピード感をもって、大きな規模で議論する課題です。</p> <p>地域全体という大きな視野で方向を決めることで、時代ごとの児童数の増減や、校長はじめとする主要職員の異動に伴う混乱が抑えられ、児童の安心できる環境に繋がると思います。</p> <p>一方で今回の資料の市民の方の意見に目立つ「通学路の危険性」についてはいくら議論しても、それぞれの家が違う限り解決しない部分かと思います。交通安全や地域でのトラブルに注意して通学するということも、大切な学びだと考えます。</p> <p>それこそ地域コミュニティだけで対応が難しければ警察を通じて横断歩道の設置など抜本的な変更を申請したらよいのでは。それが却下されたなら、頑張って通ってくださいということだと思います。通学路の危険や不便を理由に学区整理にネガティブな意見を言っている人たちに対し、より具体的な懸念点を語ってもらい、反対理由の本質を見極める必要があると思います。</p> <p>全国を見渡せばもっと過酷な通学路の児童は多くいます。何でもかんでも危険だからと子供から遠ざけようとする親に同じ小学生を持つ親として危機を感じます。</p> <p>また、検討部会ニュースの資料ですが、数字を並べて、市民からの意見を掲載し、議事録を作ることで、議論の場を設けたという証拠を残しているだけのように見えます。議論したところでゴールは決まっているのかと勘織ってしまいます。重ねて申し上げますが、もっと大きな問題として捉えて有意義な議論をしてくれることを願います。</p>
8	<p><b>【回答】</b></p> <p>いただいた御意見につきましては、次回の検討部会で個人情報等を除いた全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	意見内容
	<p>「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース第3号の作成と配布、ありがとうございます。内容の数値に違和感を感じる箇所がありましたのでお問い合わせいたします。</p> <p><b>【該当箇所】</b></p> <p>ページ：検討部会ニュース 第3号 7ページ</p> <p>具体箇所：通学区域変更案の対象地域図（案③）</p> <p>⑨桐畠の欄にある “※ “に「5のマンション（建設中・計200戸）」</p> <p>違和感を感じる内容：200戸の全てが、就学予定の児童がいるファミリー層が入居するような誤解を招く表現になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桐畠2番（サカタのタネ跡地）           <p>170戸のマンション完成予定ですが設計図では9割が1Rあるいは1Kの単身向け設計であり、170戸のファミリー層が入居するマンションではありません。自分は隣接地に在住のため、建築主および工事施工会社から設計図が各戸へ配布され閲覧済みです。</p> </li> </ul> <p>9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桐畠3番（3-5 サカタのタネの倉庫跡地）           <p>29戸のマンション完成予定ですが、駐車台数3台の予定となっており、29戸全てがファミリー層向けとは考えにくいです。建築主の京急へご確認願います。</p> </li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・桐畠8-3（佐藤内科の隣の土地、サカタのタネの事務所跡地）           <p>既に「プライムグレーヌ横浜桐畠」と公表されている通り、京急グループが展開する学生向け賃貸マンションが完成予定です。その事実をご存知ないために、就学予定の児童が住むはずのないマンションを通学区域変更対象に含めたとしか思えませんがいかがでしょうか？</p> </li> </ul> <p>上記3箇所の新築予定マンションの設計内容を把握されたうえで「200戸」と記載したのであれば、案③を強引に納得させようとする陽動であり、承服できるものではありません。</p> <p>設計内容を把握されず「200戸」と記載されたのであれば、検討部会第4号で訂正をお願いいたします。</p>
9	<p><b>【回答】</b></p> <p><b>■桐畠2・3（サカタのタネ跡地 171戸、29戸）物件について</b></p> <p>この度の御連絡を受けまして、建築主である京浜急行電鉄に改めて、事務局より確認の連絡をしましたが、上記の物件いずれも、全戸の9割強がファミリー向けの住戸（2DK以上）の予定であるとの回答をいただきました。残りの住戸については、1LDK以下の間取りとなる計画と伺っております。</p> <p>そのため、事務局といたしましては、ファミリータイプとして計算しています。</p>

	<p>■桐畠8-3（37戸）の物件について</p> <p>桐畠8-3の物件は、7月1日の第3回検討部会当時、賃貸・分譲などの住戸の詳細が不明であったため、リスク回避の観点から、こちらの区域もまとめて学区変更の対象地域として、案③をお示しました。</p> <p>ただ、当該物件がワンルーム等の狭小な共同住宅になる可能性が高いことを事前に把握していたため、児童数のシミュレーションに計上はしておりません。</p> <p>そのため、検討部会ニュース第3号（P. 6）のとおり、桐畠の開発物件の総戸数の記載は、桐畠2・3の物件のみで200戸を計上しています。</p> <p>現在、桐畠8-3に建設予定のマンションの間取り等が判明したため、対象地域に含めるかについては、今後、検討してまいります。</p> <p>いただいた御意見につきましては、次回の検討部会で個人情報等を除いた全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>
--	---

	意見内容
10	<p>鶴屋町2丁目に越してきた者です。</p> <p>マンション購入に際しては校区が青木小学校で、通学経路もフラーー緑道経由で安心できるという点が大きなポイントでしたので、第3回までの議事録を拝見して青木小学校に我が子を通わせることができると安心しております。引き続きよろしくお願ひします。</p>
10	<p>【回答】</p> <p>御連絡いただいたとおり、第2回検討部会でお示しした案①及び第3回検討部会でお示しした案③においては、鶴屋町二丁目における学区変更は想定していない通学区域変更案となっております。</p> <p>一方で、通学区域変更の対象地域やその実施については、現在、検討部会にて御議論いただいており、対象地域については、現時点で確定しているものではございません。</p> <p>つきましては、今後の検討状況や決定事項についても、引き続き、状況を注意深く御確認いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>いただいた御意見につきましては、次回の検討部会にて次回の検討部会で個人情報等を除いた全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	意見内容
11	<p>ニュースを見まして、新たに案③が出てきて、経過措置対象地域として、反町と桐畠の一部が含まれていることに対して、合理的な整合性のある理由を提示していただきたいです。</p> <p>そもそも前提となるのは、検討部会ニュース6頁に有るように「学校規模・通学距離・通学安全を基本としつつ、地域コミュニティ、行政区などを総合的に配慮して設定する」ということではないでしょうか。そうすると、この地域は、「通学距離」「通学安全」「地域コミュニティ」「行政区」といった観点では、変更の対象になるはずがないと思います。</p> <p>特に通学距離という点では、二谷小に隣接した地域が他にもあるにもかかわらず、通学時間が二倍になる場所にあえて遠回りして設定されることは、元々の原理原則から考えて、おかしな線引きになるのではないでしょうか。</p> <p>新たに建設するマンションが飛び地にならないように、という理屈だと思うのですが、新しいマンションか否かで通学地域を変な形に設定すれば、今後新しいマンションが建つたびに、不合理な線引きをし続けることになると思います。</p> <p>今回、経過措置中は選択できる、というのを免罪符のように出されていますが、問題は長期的なコミュニティ、地域社会の作り方、小学校を中心として安全に子供たちが通える環境を整えることが大事なのであって、「自分の子供の時は大丈夫だから」で議論をしてしまっては、今後の地域に対して非常に無責任だと思います。</p> <p>私の家庭自体は当事者にはならない世代ですが、当事者として不利益を被らないからいいやとしてしまっては、次の世代の人たちに不合理な状況を強いることになると思い、意見させていただきました。また、子供からの意見や質問をお待ちしていますとあったので、以下子供の意見を書いておきます。</p> <p>「反町第一は、町内全体の仲が良く、帰りに一緒に帰ったり、お祭りをしたりとうまくやっているのに、自分たちだけ別の小学校に行かないといけないというのはおかしいと思う」とのことでした。</p> <p>卒業するので、子が想定しているように当事者になることはないのですが、通学路で「一緒に帰ることができる環境」があるからこそ、安全に下校できると思います。そういう観点であれば、小学校から同心円状に通学区域の検討をするのが基本なのではないでしょうか。</p> <p>また、地域のコミュニティと言った際に、小学校の段階で始めて地域コミュニティに関わる人たちが多い傾向があると思いますが、通学区域が二谷小になることでこの地域が飛び地のようにどこにも属さなくなるのではないかと思います。それは地域の分断にもつながり、大前</p>

	<p>提に反するのではないでしょうか。</p> <p>以上、長くなりましたが、案③で新たに⑨（反町・桐畠の一部）の地域が加わることに対し、反対意見です。もしも、そのような案で検討するのであれば、反対派も納得いくような整合性のある理由を提示していただきたいです。よろしくお願いします。</p>
11	<p><b>【回答】</b></p> <p>御指摘のとおり、通学区域設定にあたっては、「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」の3点を基本にしております。現在、青木小学校における「学校規模」の課題については、将来的に教室不足が見込まれている状況であり、施設面で対応することは困難なことから、通学区域を見直すことによって、適正化を図ることを御提案しております。</p> <p>その上で、「地域コミュニティとの関係」、「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」についても総合的に配慮して設定することとなっておりますので、この点についても配慮しながら、現在までに複数の通学区域変更案をお示しさせていただいているところです。</p> <p>事務局といたしましても、それぞれの地域の課題や状況等に適した形での通学区域設定を行うことを目指しつつ、まずは「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」の3点に係る課題解決を図ることを第一に、関係する方々との調整・御協力の下、他の地域においても同様に通学区域の設定をさせていただいているところです。</p> <p>いただいた御意見につきましては、お子様の御意見も含めて、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	意見内容
12	<p>いつも大変お世話になっております。標記につきまして、学区内に居住していることから興味深く拝見しておりますが、第3号を見て議論が迷走しているように感じられメールさせていただく次第です。</p> <p>1. 青木小学校近くに建設される新たな住居にお住まいのお子様を、あえて遠くの小学校に通わせるという考え方には不適切だと考えます。一交通至便エリアでの住居建設により、遠方エリアの方が伝統ある学校の学区から外れてしまうことについてのお気持ちはお察しするものの、基本的に学区は通学距離を基準に定めるべきと思料します。特に青木小学校学区に囲まれている中で飛び地的に他の学校に通わせるというのはありえないです。大規模は駄目で戸建てや小規模集合住宅なら良いのか、など公平性にも疑問を生じることになり禍根を残すことになりそうです。</p>

	<p>2. 一つの町内会を複数の小学校に分割すべきでないと考えます。一小学校行事は地域町内会のサポートを受けることも多々ある中で、一つの町内会に複数の学区を強いるというのは、相当乱暴な議論だと感じました。</p> <p>皆さまの思いが錯綜するなかで議論の収束は難しいかと存じますが、学区制定の基本に立ち返り整理していただけたと幸いです。</p>
12	<p><b>【回答】</b></p> <p>御意見をお寄せいただき、ありがとうございます。</p> <p>いただいた御意見につきましては、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	<b>意見内容</b>
	<p>先日、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュースがポストに入っており、中身を拝見いたしました。意見募集をされているとのことでしたので、今後、通学の可能性もある子の親として、本件について意見をお伝えさせていただきます。</p> <p>検討部会への報告、また、ご検討のほど、よろしくお願ひします。チラシのみで、全ての検討部会の資料等に目を通しているわけではないので、すでに検討・回答済な点もあるかもしれませんのが、ご容赦ください。</p> <p>&lt;意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区域変更の見直しを必要とする事情は理解するが、猶予期間が短すぎるので、すでに地域に居住している各家庭の事情を鑑み、猶予期間は3年以上に延ばすべき。（兄弟が在学している場合、将来の通学を想定して近隣の幼稚園・保育園を選定している場合等）</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のマンション開発等を想定して将来予測をしているが、これから引っ越してくる方々へは、予め、通学する場合の小学校を通達し、コントロールしてもらいたい。上記の通り、すでに地区内に住んでいる、通学している家庭の事情は汲むようにされたい。</li> <li>・今回、将来予測の妥当性を把握するためにも、対象の区域在住の各家庭に意向調査をすべきではないか。これまでも同様の問題に対し、将来予測されてきたと思うが、それと実績値に乖離はなく、予測が正確なものか疑問です。（受験する子など、予測より少なくなっているか？）蓋を開けたら、実際は通う子が少なかったため、学区再編しないでも良かったということにならないようにしてもらいたい。以前から青木小学校はパンクするのではないかと話題になっていたと聞きます。</li> </ul>

	<p>・増改築、学区再編で対応されているが、より長期的な視点で、各学校の老朽化等もふまえ、統廃合やより適地での新設等、他の対策も検討されているのか知りたい。市の財政状況も厳しい中、安易に新設等が難しい状況は理解できるが、増改築は既存小学校の学習環境は悪くなるだろうし、学区再編も通学の安全性に疑問が残る部分もあるなど、いずれにても課題はあるだろうが、それ以外の検討もされた上で総合的に結論を出されたい。鶴見区の豊岡小学校は既存小学校を周辺公共施設と統合するなどされているようだが、そういった検討はされていないのか。（近隣の区役所などの公共施設の再整備等と合わせた整備など）また、横浜駅周辺や東神奈川駅周辺など新築マンションも増えているエリアにおいて、再開発等に合わせて、八重洲（城東小学校）などを参考に、開発者の負担など協力を得ながら、広いグラウンドはなくても利便性の高い立地で小学校機能を確保していくなど、今までにない手法での確保を検討されているのかも、検討部会の議論に含めて、関係者で議論されたい。</p> <p>・都市開発を進めることは必要だと思うので、マンション業者に負担金を求めてもいいのではないか。人口減少する中、人気の駅近と駅から距離ある所で、子育て世代の密度が異なり、市内で同様なことが至る所で起きているのではないかと思う。</p> <p>・学区再編されると、地域防災拠点等もリンクして変わらるのか。（事情が異なるから、リンクすべきではない。）</p>
13	<p><b>【回答】</b></p> <p>■統合や適地での新設等、他の対応策について検討はされたのか</p> <p>青木小学校周辺で横浜市が保有する未利用の市有地がないことや、今後、青木小学校周辺において、学校を建設するために必要な標準面積（10,000m<sup>2</sup>程度）を満たす土地を確保することが困難な状況であることから、新設や他の公共施設との複合化等の具体的な検討はしておりません。また、近隣校との学校統合につきましても、青木小学校の児童を受け入れることが可能な小学校が周辺にないため、困難と考えています。</p> <p>■学区再編をした際の地域防災拠点について</p> <p>通学区域変更案を行った際の地域防災拠点の取り扱いにつきましては、区役所総務課等を中心に、必要に応じた調整等を行ってまいります。</p> <p>その他、いただいた御意見・御提案につきましては、次回の検討部会にて報告のうえ、現時点での事務局の考え方も合わせてお示しするとともに、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	意見内容
14	<p>鶴屋町1丁目と台町の一部が宮谷小というのはどういう話の流れでそうなったのか理解に苦します。比較的新しいマンションは学区から外してもいいという考えでしょうか？</p> <p>学区全体の中でも宮谷小から遠い鶴屋町1丁目、台町を宮谷小にするというのは子供に負担が大きすぎると思います。大人の足でも20から30分程度かかる距離です。暑い時期の登校が心配です。</p> <p>どうしても学区変更は変えられないというのであればスクールバスを出す等の対策がないと暑い時期の登校で倒れる子どもが増えると思います。再検討をよろしくお願いします。</p>
14	<p><b>【回答】</b></p> <p>■鶴屋町1丁目や台町の一部が学区変更の対象地域としていることについて</p> <p>部会委員や地域の皆さまから、『経過措置（※）が設けられないか検討してほしい』という御意見を複数いただいたことを踏まえ、経過措置を設けつつ、青木小学校の不足教室を解消するために、学区変更となる対象地域の再検討を行いました。</p> <p>案③においては、現在の青木小学校学区内における一部の物件（「フロントタワー（鶴屋町一丁目）」及び今後、建設予定の物件）を対象に、令和9年度から学区変更を行い、その周辺地域及びその他の地域に一定期間、「経過措置（※）」を設けた上で、将来的な学区変更を行うことを御提案しております。</p> <p>※「経過措置」</p> <p>経過措置の対象地域において、一定期間、青木小学校または指定の小学校いずれかの小学校を選択可能な「特別調整通学区域」の設定を行う措置。</p> <p>いただいた御意見につきましては、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	意見内容
15	<p>(14の回答後) 回答ありがとうございます。私の問題提起は</p> <p>①学区内でも鶴屋町1丁目と台町より宮谷小に近い地域があるのに、鶴屋町1丁目と台町を宮谷小にした根拠は何なのか？</p> <p>②もしその根拠が「マンションが新しいから、まだ入居していないから」と言う理由であるならば居住時期の早い遅いを重視するより、子どもたちの登校距離が短くなるように考える方が子どものためではないでしょうか？</p> <p>③大人の満足より子どものための学区変更になることを望みます。</p> <p>ということです。前回の返信では的確なお返事がいただけていないので、まとめなおして再度送らせていただきました。</p>

**【回答】**

先日は十分な回答ができず、大変申し訳ございませんでした。改めて、いただいた御質問については以下の通り、回答させていただき、また御意見につきましても貴重な御意見として受け止めさせていただき、今後の検討の参考とさせていただきます。

**■宮谷小よりも近い地域があるのにも関わらず、鶴屋町一丁目および台町を学区変更の対象地域とした根拠について**

先日回答させていただいた通り、第2回検討部会以降、事務局にて「経過措置」を設けた場合の学区変更案について検討を進めてまいりました。その中で、第2回検討部会にてお示しした変更案（「案①」）に「経過措置」を設けた場合、青木小学校における不足教室の状況が解消できないという試算結果が出ましたので、経過措置を設けるためには、学区変更の対象地域を新たに追加する必要がございました。

そこで、「鶴屋町一丁目及び台町の一部」及び「サカタのタネ跡地に建設予定のマンションとその周辺地域」、「松本町三丁目」の3地域を学区変更の対象地域として新たに選定いたしました。「鶴屋町一丁目及び台町の一部」を選定した理由といしましては、御指摘の通り、学区変更先である宮谷小学校よりも近い地域は他にもございますが、その地域を新たな学区変更の対象地域に設定しても、「案①」と同様に、青木小学校における不足教室の状況を解消するに至らない試算結果となりました。そのため、「フロントタワー」を含む「鶴屋町一丁目及び台町の一部」を、他の2つの地域とあわせて新たな学区変更の対象地域として追加し、試算したところ、青木小学校の不足教室の状況が解消する試算結果となったことから、第3回検討部会にて「案③」として改めて学区変更案をお示しました。

なお、通学区域は一帯として設定する必要があり、特定の新規マンション等を単独で学区変更すると、「飛び地」の状態となってしまうことから、周辺地域もあわせて学区変更の対象地域として設定の上、お示しました。

**■居住時期の「早い遅い」を重視するより、子どもたちの登校距離が短くなるように考える方が子どものためではないか？**

通学区域の設定にあたっては、「学校規模」、「通学距離」、「通学安全」を基本としつつ、「地域コミュニティとの関係」や「行政区」、「小学校・中学校の通学区域」を総合的に配慮して設定することとしています。なお、通学距離については、望ましい通学距離を小学校では片道おおむね2km以内としております。

つきましては、「通学距離が近い遠い」または「居住時期の早い遅い」という点も、当然考慮の上で検討を進めていますが、青木小学校は、今後、何らかの対策を講じない限り、

	<p>児童を受け入れることが困難となる見込みです。青木小学校の不足教室を解消するために、「通学距離」以外の点も考慮の上、これまで複数の学区変更案をお示しし、対応策の検討を進めているところです。</p> <p>■大人の満足より子どものための学区変更になることを望む</p> <p>青木小学校における不足教室対策については、青木小学校をはじめ、周辺小学校に通学する児童の教育環境を整備・確保することを最優先に対策を講じるもので、その上で、学区変更を行う際には、上記記載の通り「地域コミュニティとの関係」等も含め、総合的に配慮した上で、新たな通学区域を設定したいと考えております。</p>
--	---

	意見内容
16	<p>最近引っ越しをし、「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュース第3号を拝読しました。一意見ではありますが、気になる点があったので連絡です。</p> <p>案③で新規マンションが通学区域変更の対象にできないかという意見を踏まえて、経過措置対象外となるマンションを選定されたと記載があります。</p> <p>これに対して非常に違和感を覚えます。確かに前からいらっしゃる方も大事ではあると思いますが、私たちのように新規でこの町に移り住む人々を軽視している、非常に公平性に欠く判断をされていないでしょうか。今住んでいない方々はそもそも意見すらいえず、声の大きい人々の意見を取り入れてそれが非常にいびつな形の通学区域変更案になっている点、どのようにお考えでしょうか？</p> <p>例えばですが、鶴屋町1丁目よりも2丁目・3丁目のが宮谷小に9近いですし、明らかに鶴屋町1丁目だけ異様な対象となっているように感じます。（青木小まで徒歩10分程度ですが、宮谷小は25分～30分と小さい子供の足で通うことを考慮しているのでしょうか？さらに大通りを何度も通ることになりますし）</p> <p>これから来る人には不利になるような意思決定をされている点を再度検討いただき、案を検討いただくことを望みます。よろしくお願ひいたします。</p>
16	<p><b>【回答】</b></p> <p>いただいた御意見につきましては、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	意見内容
	<p>以前も全く同じ意見をお送りしましたが、沢渡から三ツ沢小学校までの 900m の道のりの間に、高低差で+27m の上り、その後-31m の下りが含まれています。</p> <p>検討部会の資料を拝見して、改めて私もこのルートを歩いてみましたが、これは 6 歳児には体力的に難しいですし、見通しの悪い細道も多く、危険です。沢渡地区は場所によっては横浜駅よりも三ツ沢下町駅の方が近いのですが、それにも関わらず地元の子供や住人で三ツ沢下町駅まで歩く人がいないのはこのためです。委員の方々は青木小出身の地元の方々のようすでよくご存知かと存じますが、事務局の方々はこのルートを歩いたことはあるのでしょうか？</p>
17	<p>第3回検討部会議事録P25-26にて、委員の方から「これまでの予想よりも実際の増加人数のほうが下回っているのだから、経過措置を6年にしてもよいのでは？」という意見があり、それに対して事務局から、「事務局が把握していない住宅開発があるかもしれない懸念がある」という回答がありました。</p> <p>しかしながら、それは三ツ沢小やその他周辺の小学校についても全く同じことが言え、青木小のみを安全サイドで考えて必要以上に他の小学校に子供を送った結果、他の小学校側で住宅開発がありパンクする、という可能性を考慮していないように思います。</p> <p>どちらもイーブンな状況である以上、「青木小児童数の現在の推定よりも、実際の児童数増加のほうが下回っている」というファクトをより重視して考えるべきだと思います。</p>
17	<p><b>【回答】</b></p> <p>今回、お示しいただいている想定される通学路については、周辺地域も含め、事務局にて実際に歩き、確認の上、今回の通学区域変更案を御提示させていただいております。</p> <p>通学区域変更を行い、新たに通学路が設定される場合には、児童が安全に通学できるよう、必要に応じて通学安全対策等の検討を行います。</p> <p>また、住宅開発及び周辺校の教室状況に係る御意見とあわせまして、いただいた御意見につきましては、検討の参考とさせていただきます。</p> <p>いただいた御意見につきましては、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	意見内容
18	<p>青木小学校の教室不足対応の件を丁寧に検討していただきありがとうございます。</p> <p>「私学(や遠くの学校)へ通学する助成」があれば、進学先の選択肢が増えることで、そもそも青木小学校が教室不足にならないのではないかでしょうか。その予備申請を早めにスタートさせれば、把握も早く出来て増築等の不安も軽減されるのではないかと思います。</p>
18	<p><b>【回答】</b></p> <p>いただいた御意見につきましては、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	意見内容
	<p>青木小学校の学区を見直すことになった場合についてですが、対象地域の新入学児童が、学校を選択できるよう経過措置期間を設けることが現在提案されていると思います。ご家庭によってはありがたい提案だとのご意見があるかと思いますが、私はこの「選択可」の提案に反対です。</p> <p>我が家は子どもが青木小学校に在籍しており、未就学児のきょうだいもおります。仮に選択できる場合、未就学児のきょうだいを青木小学校に通わせるのか、新しく学区と定められた学校に通わせるのか、夫婦間で意見が分かれています。近隣のご家庭も、かえってとても悩んでいます。近隣の小学校も、新入学児童が何人入学してくるか、結局入学直前まで分からず状態になり、受け入れ態勢を整えにくいのではないかと推察します。</p> <p>教室や机、椅子の確保や教職員の配置の問題で現場に混乱を招き、ご苦労するのではないかでしょうか。たとえきょうだいで学区が分かれたとしても、学区は決めてもらいたいです。</p> <p>学校行事はなるべく重ならないよう学校間で調整するなど配慮していただければ、きょうだい間で学校が違っても大きな問題ではないと考えます。</p>
19	<p><b>【回答】</b></p> <p>いただいた御意見につきましては、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	意見内容
20	<p>「青木小学校」学校規模適正化等検討部会ニュースを拝読いたしました。私は、今回の再編検討対象地域に居住する、現在の青木小学校学区内の幼稚園に通う子供を持つ親です。子供の幼稚園の友人たちは、基本的に青木小学校に通学することになります。</p>

	<p>大人としては、状況的に通学区域の見直しがやむを得ないこと自体は理解をしております。しかし、『お友達と同じ小学校に行けないかもしれない』ということは、子供心にとても辛いものがあるようで、多くの事情がございますことは承知の上ですが、意見を提出させていただきます。</p> <p>①案3についてですが、大規模マンションだけでなく、今後対象地域に新たに転入される方についても、事前に案内の上、新たな指定校へ行っていただくことはできませんでしょうか。→案3のように、大規模マンションの入居者を新たな指定校とし、経過措置をとっていただけることは、現実的な良い案であると思います。しかし、今回検討が急なので、3年の経過措置ですと、再編案の決定時点がいつになるかによって、青木小学校を前提に幼稚園を選ばれた方が青木小学校へ行けない可能性が出てきます。(例えば幼稚園の入園は、6月～10月のプレ保育などを経て、小学校の学区も検討の上、11月の選考を受けられるご家庭が多いと思います。)このため、上記の考え方でできるだけ長く経過措置をとることができないか、検討をお願いします。(少なくとも、再編案が決まる前に入園先が決まるご家庭については、経過措置に収まるよう配慮をしていただきたいです)</p> <p>②検討対象地域で希望校のアンケート調査を実施し、実態も加味した上で検討することはできないのでしょうか。→現時点では、全員が青木小学校を希望する場合で検討されておりますが、新しい指定校を希望される方もいらっしゃるかと存じます。例えば10年以上先のこととなると、実態調査は難しいかと存じますが、今回は急な検討で数年後のことですので、その辺りを加味した上で、ご検討いただけないでしょうか。</p> <p>③経過措置期間に青木小学校へ入学となった児童の兄弟児についても、青木小学校へ通学できるよう、特別措置をお願いしたいです。→小学校運営には親の関わりが多岐に渡り必要とされていると思います。共働き家庭の増加など社会背景を鑑みて、兄弟で別々の小学校に通うことは、現実的ではありません。少なくとも、在学期間の重複する兄弟児がいる場合は、青木小学校への通学を認めていただきたいです。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
20	<p>【回答】</p> <p>いただいた御意見につきましては、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p>

	意見内容
21	<p>・発災時に防災拠点として青木小学校が指定されている町内会は学区に含めていただきたいと思います。</p> <p>・青木小学校の周辺にある駐車場を数年間借りて、6教室を建ててしのぐことはできないでしょうか？</p> <p>ご検討をお願いします。</p>
21	<p><b>【回答】</b></p> <p>いただいた御意見につきましては、個人情報等を除いたうえで、次回の検討部会にて全文を報告し、検討の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、いただいた御意見、御質問について、検討部会事務局より以下、回答いたします。</p> <p><b>■防災拠点として青木小学校が指定されている町内会は学区に含めてほしい</b></p> <p>次回の検討部会で報告し、今後の検討の参考とさせていただきます。</p> <p><b>■青木小学校の周辺にある駐車場を数年間借り、6教室を建ててしのぐことはできないか</b></p> <p>仮設校舎を建設する場合、児童が日常的に使用する施設としての安全性・耐久性・設備基準・敷地面積を満たす必要があるため、それらを満たす近隣駐車場を含む用地の確保をすることは、困難と考えています。</p> <p>また、駐車場に仮設校舎を設置した場合、児童は体育館やグラウンドなどの既存施設の利用時、給食の配膳時等、道路を横断する必要が生じることから、児童の安全面や学校運営の面において懸念があると考えます。</p> <p>以上の理由から、青木小学校周辺の駐車場を活用し、不足教室の対策とする御提案については、困難であると考えます。</p>
22	<p>(21の回答後) 仮設校舎を建設する場合に、校長室や事務室、印刷室、青木記念館、理科室、図画工作室、などを仮設校舎に移して既存の校舎を教室に転用できないのですか？</p> <p>学区の変更は数十年継続する変更になりそうですので、ぜひ柔軟な対応をご検討いただきたいと思います。</p>
22	<p><b>【回答】</b></p> <p>必要な用地を確保することが困難であることに加えて、一般教室(児童が主に授業で使用する教室)以外の諸室を仮設校舎に必要な用地を確保のうえ、移設が可能な状況であったとしても、児童の安全面や学校運営の面において懸念が生じることから、御提案の対応は困難であると考えます。</p>

## 検討部会事務局としての考え方

### (1) 新たに示された見直し案③で反町地域よりも青木小学校に近い桐畑の一部で通学区域変更案が出るのはなぜか

通学区域変更案（案③）では、現在の青木小学校通学区域内における一部の物件（今後、建設予定の物件を含む）を対象に、令和9年度から学区変更を行うことを想定しています。

しかし、一部の物件を学区変更する場合、学区内の当該物件のみが他の学校へ就学する、いわゆる「飛び地学区」となってしまうこと、また、この学区変更によっても将来、青木小学校の教室不足が解消出来ない見込みである等といった課題があります。そのため、令和9年度に学区変更となる対象物件の周辺地域及びその他の地域に、「経過措置（※）」を設けた上で、将来的に学区変更を行うことを御提案しています。

つきましては、「サカタのタネ跡地に建設予定の物件（桐畑）」及び「フロントタワー（鶴屋町一丁目）」において、当該物件が「飛び地学区」とならないよう、周辺地域を含めた学区変更を行う案となっています。なお、桐畑の一部等の周辺地域については、経過措置を設けることにより、一定期間、青木小学校への就学が可能となることを想定しています。

#### ※「経過措置」

経過措置を設けない一部の物件を除き、対象地域において、一定期間、青木小学校または指定の小学校いずれかの小学校を選択可能な「特別調整通学区域」の設定を行う措置。

### (2) 青木小学校の校舎の屋上を活用することはできないのか

青木小学校の校舎屋上を活用し、屋根等の必要設備等を整備の上、校庭として使用することは、運動場として必要なスペースを確保が困難であること、青木小学校校舎の築年数等を鑑み、既存構造物の耐荷重等による安全面の懸念があることなどの課題が想定されます。

東京都の公立小学校については、令和2年に新校舎を建築しており、新たな校舎の設計当初から屋内運動場を含めて計画・建築されていることから、青木小学校における状況とは異なると考えています。

第2回検討部会でお示ししたとおり、青木小学校校庭に増築棟等を新たに建設した場合、既存の校庭を大幅に削減することとなり、体育・運動会等の教育活動に大きな影響を及ぼします。また、想定される工事期間等の状況からも、青木小学校にて教室が不足となってしまう時期までに、必要な工事等が終了しない見込みであるため、施設面による解決・対応は困難と考えています。

### (3) 通学区域が変更された場合、青木小学校に通うよりも通学距離が長くなる

横浜市では、徒歩での通学を原則とし、児童の体力・通学安全などを総合的に勘案し、小学校では片道おおむね約2km以内を望ましい通学距離としています。

学区変更後の各関係校への通学につきましては、通学路になることが想定されるルートを、事務局で実際に歩き、通学に支障がないと確認したこと等を踏まえ、第3回検討部会にて案③をお示ししています。

### (4) 各家庭の就学の意向をアンケート等で確認してはどうか

青木小への意向が少ない場合、学区変更を行わなくてもいい等の結論になるのでは

事務局では、学区内にお住いの幼児（5歳児）が、翌年度に新1年生として実際に就学した人数（実績値）を毎年、把握しています。義務教育人口推計では、その割合に応じて、他の要素も含めつつ、新1年生となり得る人数を算出し、学校全体の児童数・学級数の将来予測をお示ししています。また、学区内で進行中または予定されている開発物件についても、開発事業者への聞き取り等を通じて、その物件から見込まれる児童数を予測し、その値も含めて、将来的な児童数・学級数として義務教育人口推計にてお示ししています。

一方、学区内にお住まいの各御家庭へのアンケート調査の実施については、実施する時期にもよりますが、転出や私学進学等、不確定要素が多分に含まれることに加え、通学区域変更を行う前年の8月までに事務手続きを終える必要があることから、アンケート調査を実施し、その結果をもとに通学区域変更（就学先の指定等）の検討を進めることは望ましくないと考えています。

そのため、「毎年把握をしている各小学校への就学実績」及び「開発物件の情報」等を参考に、新1年生となり得る人数を予測し、学校全体の児童数・学級数を予測する方法が望ましいと考えています。

### (5) マンション等、開発事業者から負担金を求めてもいいのでは

現在、横浜市における開発による負担金は、純然たる任意の寄附との位置づけであるため、本市から事業者に対して、負担金を強制的に求めることは困難と考えています。

【次第－4】  
学校規模適正化等の検討について

# 目次



- 
1. 青木小学校の児童数・学級数（令和7年度推計） ..... P.3
  2. 個別支援学級の設置状況と推移 ..... P.4
  3. 推計値の比較(R7推計と第3回検討部会時点推計) ..... P.5
  4. 通学区域変更案①（区域図・推計値） ..... P.6～P.7
  5. 通学区域変更案②（区域図・推計値） ..... P.8～P.9
  6. 通学区域変更案③（区域図・推計値） ..... P.10～P.12
  7. 事務局の見解と新たな通学区域変更案④（区域図・推計値） ..... P.13～P.17
  8. 参考資料【参考①～③】 ..... P.18～P.20

# 令和7年度義務教育人口推計における青木小学校の児童数・学級数



青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室	R7個別
児童数	744	765	781	803	811	838	866		児童数
(内訳)基本数	(744)	737	717	701	677	664	649		48
(内訳)急増数	(22)	28	64	102	134	174	217	24	学級数
学級数	24	24 (25)	24 (26)	25 (27)	26 (28)	27	28		8

※ 表中の児童数・学級数は、一般学級の児童数・学級数。R7の児童数は令和7年5月1日現在の在籍者数(「(内訳)急増数」は含まない)

※ 「(内訳)急増数」は、通学区域内における開発等によって、その年度中に増加すると予測される児童数の推計値

※ R8~13の「(内訳)基本数」は、令和7年5月1日現在の通学区域内の幼児及び在校生に就学率・転出入率等を乗じた数値であり、年度毎にその算出を繰り返し行った推計値

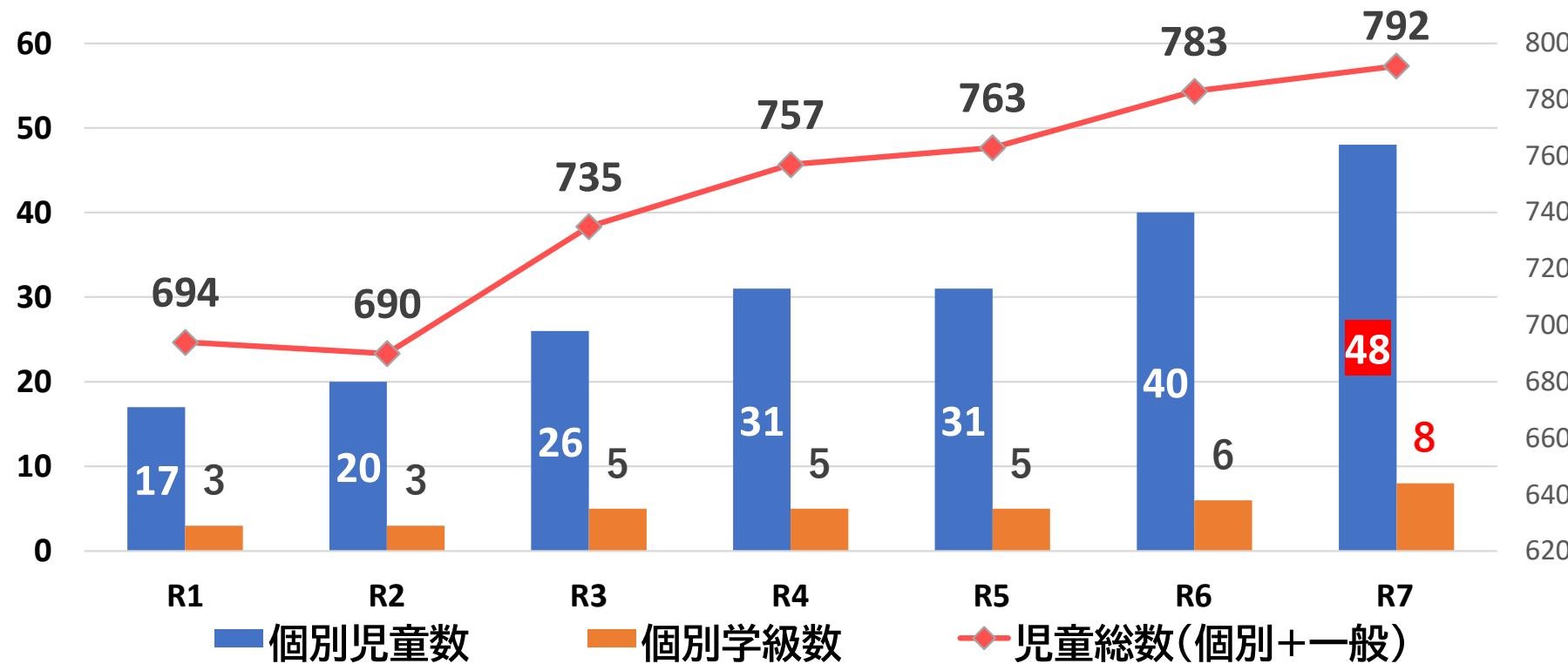
※ 学級数の()内の数字は、各学年児童数1~5人の増により学級数に影響する場合の最大の学級数

## 《事務局としての見解》

- ① R7推計では、令和10年度に25教室が見込まれ、1教室不足となる見込みです。
- ② 「1~5人の増」で学級が増える学年(学級境)がR9以降、2学級ずつ発生する見込みです。
- ③ 個別支援学級は、「原則8名で1学級」の編成となっています。個別支援学級に通う児童数は年々増加しており、今後も児童数の増加に伴い、個別支援学級に通う児童及び学級数は増加する見込みです。

⇒以上①~③の理由により、青木小学校が将来、不足教室とならないよう、令和9年度が開始される前までに対策が必要な状況です。

# 青木小学校の個別支援学級の推移（各年5月1日時点の実数値）



個別支援学級は、在籍する児童の障害の状態や程度に応じた学校教育を行うために、「知的障害」、「自閉症・情緒障害」、「弱視」の種別で学級を分け、原則、児童8人で1学級の編成としています。

個別支援学級の児童数は、青木小学校の児童の増加に比例して増加傾向にあるため、通学区域変更を行った場合、全体の児童数が減少傾向となれば、個別支援学級の児童数の増加傾向についても、落ち着く見込みです。

# 推計値の比較（R7推計と第3回検討部会時点推計）



## R7推計 (R7.9公表)

※学級数の()は、各学年児童数1~5人の増により影響する最大の学級数

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	744	765	781	803	811	838	866	24
(内訳)基本数	(744)	737	717	701	677	664	649	
(内訳)急増数	(22)	28	64	102	134	174	217	
学級数	24	24 <u>(25)</u>	24 <u>(26)</u>	25 <u>(27)</u>	26 <u>(28)</u>	27	28	

※R7児童数は、令和7年5月1日時点の実数値です。

※R8～R13の推計値は、「R7年5月1日時点の青木小学校の児童数、未就学児（0歳～5歳児）」を基に算出した推計値です。

※R7推計の作成にあたり、開発予定物件については、入居状況等を精査のうえ、算出しています。

## 第3回検討部会時推計 (R7.7.1)

※学級数の()は、各学年児童数1~5人の増により影響する最大の学級数

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有教室
児童数	763	761	784	806	819	849	885	24
(内訳)基本数	727	718	698	684	672	672	673	
(内訳)急増数	36	43	86	122	147	177	212	
学級数	24 <u>(25)</u>	24	24 <u>(25)</u>	26	26 <u>(27)</u>	27 <u>(28)</u>	28 <u>(29)</u>	

※ 第3回検討部会時の推計は、第2回検討部会時点 (R7.3) から令和7年7月1日時点に更新したものです。

R7～R12の推計値は、「R6年5月1日時点の青木小学校の児童数、未就学児（0歳～5歳児）」を基に算出した推計値であり、R13は、「横浜市将来人口推計」を基に0歳児から算出した推計値です。

# 【案①】第2・3回検討部会にて御提示した通学区域変更案



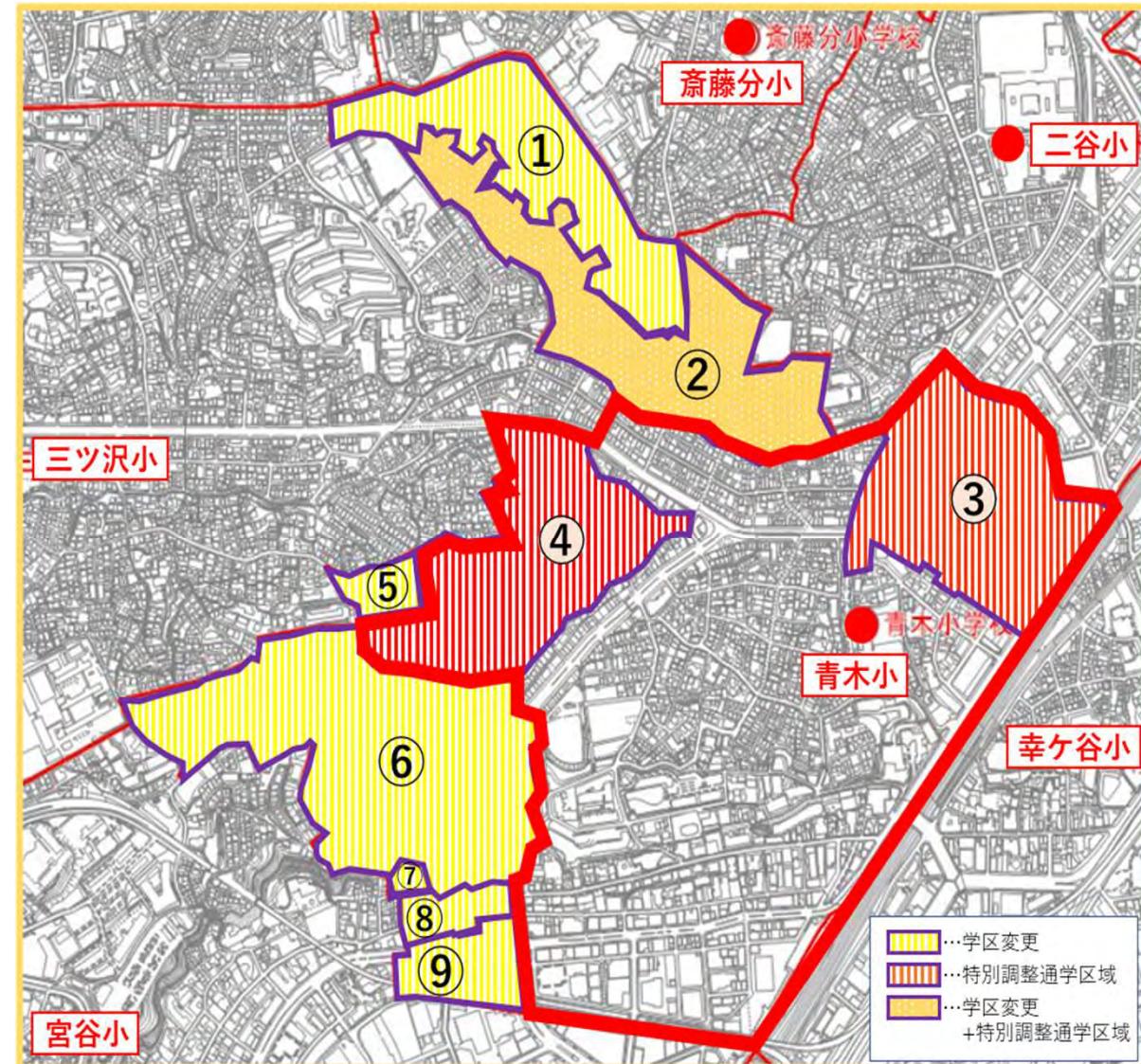
## 通学区域の見直し【案①】

	対象地域	変更案（就学先）	
①	栗田谷北	斎藤分小	
②	栗田谷南	斎藤分小	二谷小
③	反町	青木小	二谷小
④	松ヶ丘	青木小	三ツ沢小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘寮跡地)	三ツ沢小	
⑥	沢渡	三ツ沢小	
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小	
⑧	台町の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小	
⑨	鶴屋町3丁目の一部 (六角橋第394号線以西)	宮谷小	

※2校記載は、「特別調整通学区域」の設定を想定

### 特別調整通学区域が設定された地域

設定区域内のお子さんが就学・入学される際に、  
指定校と受入校のいずれかを選択することが可能です。  
選択にあたり、特に必要な要件はありません。



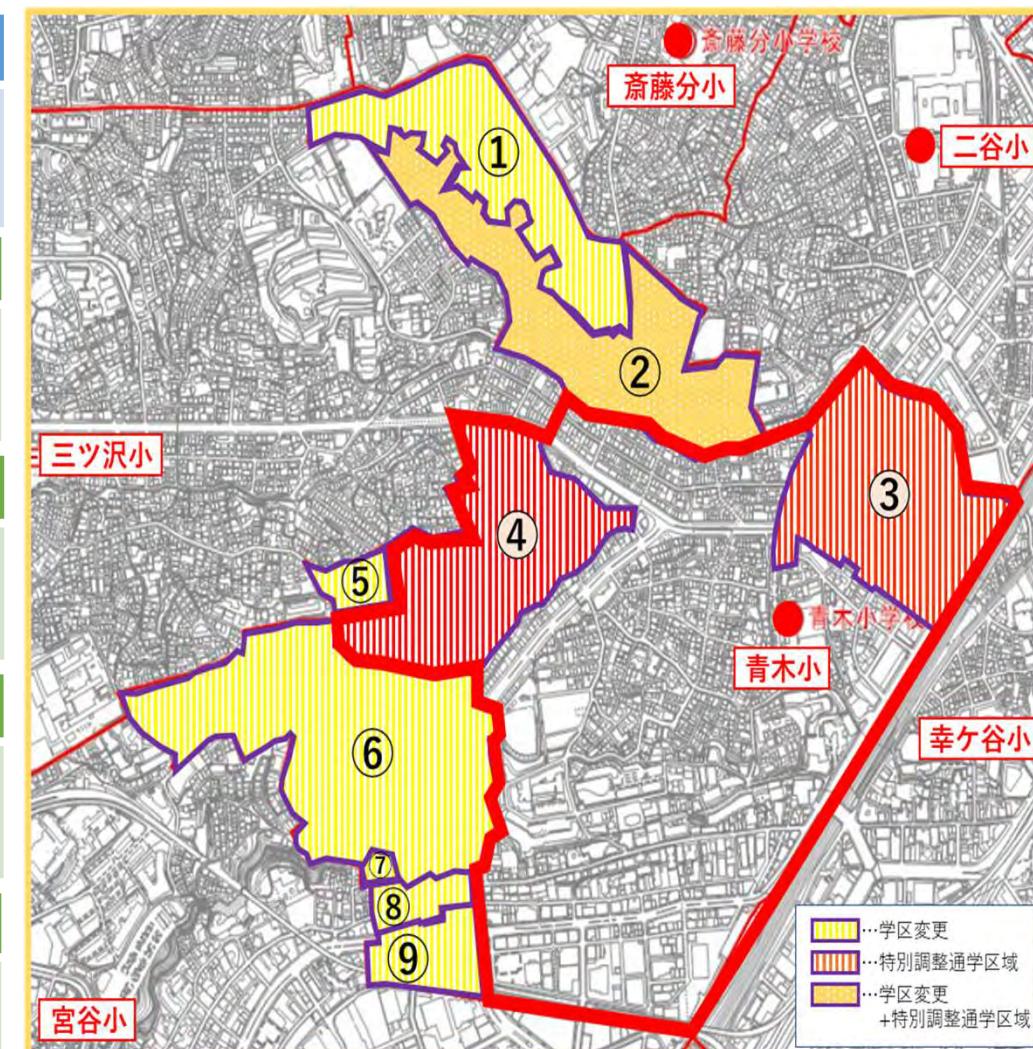
# 【案①】における児童数・学級数 ※R7推計を基に計算した推計値



通学区域変更後（令和9年度から通学区域変更と仮定）青木小学校・関係校の推計値

※通学区域変更+特別調整通学区域において全ての児童が当該校を選択した場合（最大値）

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有
児童数	744	765	746	721	699	687	681	
学級数	24	24	24	24	24	24	23	24
斎藤分小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有
児童数	208	228	249	275	292	317	337	
学級数	8	9	10	10	11	12	12	10
二谷小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有
児童数	388	376	394	404	411	440	452	
学級数	14	14	14	14	14	16	17	14
三ツ沢小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有
児童数	786	816	822	810	850	852	814	
学級数	26	28	27	26	27	27	26	27
宮谷小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	保有
児童数	639	606	584	582	556	531	512	
学級数	22	21	20	20	19	18	18	23



※R7「児童数」は、令和7年5月1日現在の各小学校の児童の在籍者数

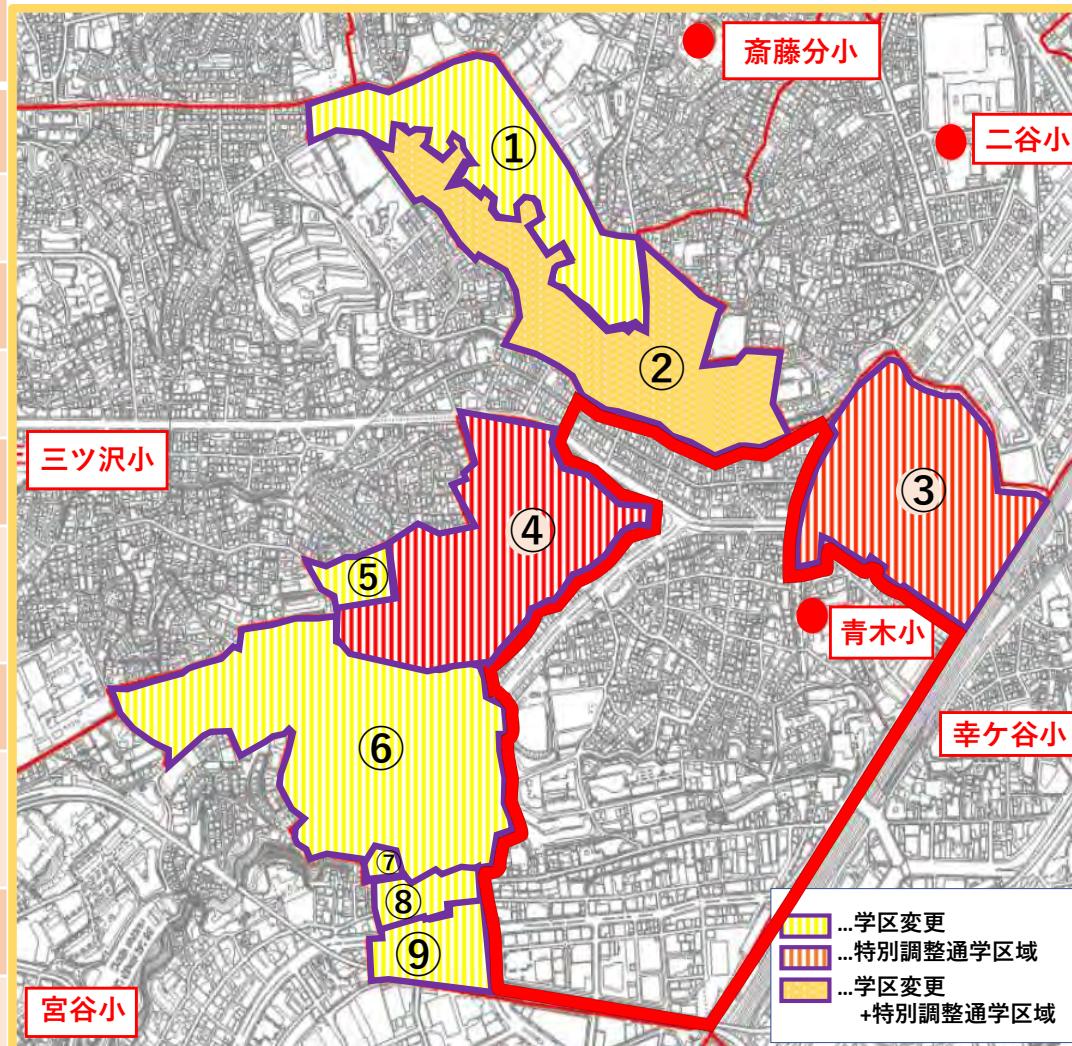
# 【案②】案①に経過措置(3年間)を講じた場合の変更案



## 通学区域の見直し【案②】

	対象地域	経過措置期間		経過措置期間終了後	
		(対象地域)	(指定校)	(受入校)	(指定校)
①	栗田谷北	斎藤分小	青木小	斎藤分小	
②	栗田谷南	斎藤分小	青木小	斎藤分小	二谷小
③	反町	二谷小	青木小	二谷小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘寮跡地)	三ツ沢小		三ツ沢小	
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	
⑦	沢渡 (社会福祉会館跡地)	宮谷小		宮谷小	
⑧	台町の一部	宮谷小	青木小	宮谷小	
⑨	鶴屋町3丁目の 一部	宮谷小	青木小	宮谷小	

## 【経過措置対象の地域・就学先】



※R 9年度以降に入居開始の新規マンション等については、R 9年度からの通学区域変更を前提としています。

# 【案②】における児童数・学級数

※R7推計を基に計算した推計値



## 通学区域の見直し（案②）

令和9年度から通学区域変更+3年間経過措置（※）

※経過措置期間中、全ての児童が青木小を選択した場合（最大値）

青木小	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	保有
児童数	744	765	773	783	781	770	763	757	750	24
学級数	24	24 (25)	24 (25)	25	25 (26)	25 (26)	24 (26)	24 (25)	24 (25)	

※学級数の()は、各学年児童数1~5人の増により、影響する最大の学級数

※R14、R15は、横浜市将来人口推計を基に0歳児を算出し、

児童数の見込を算出した推計値（次頁以降のR14・R15推計値も同様）

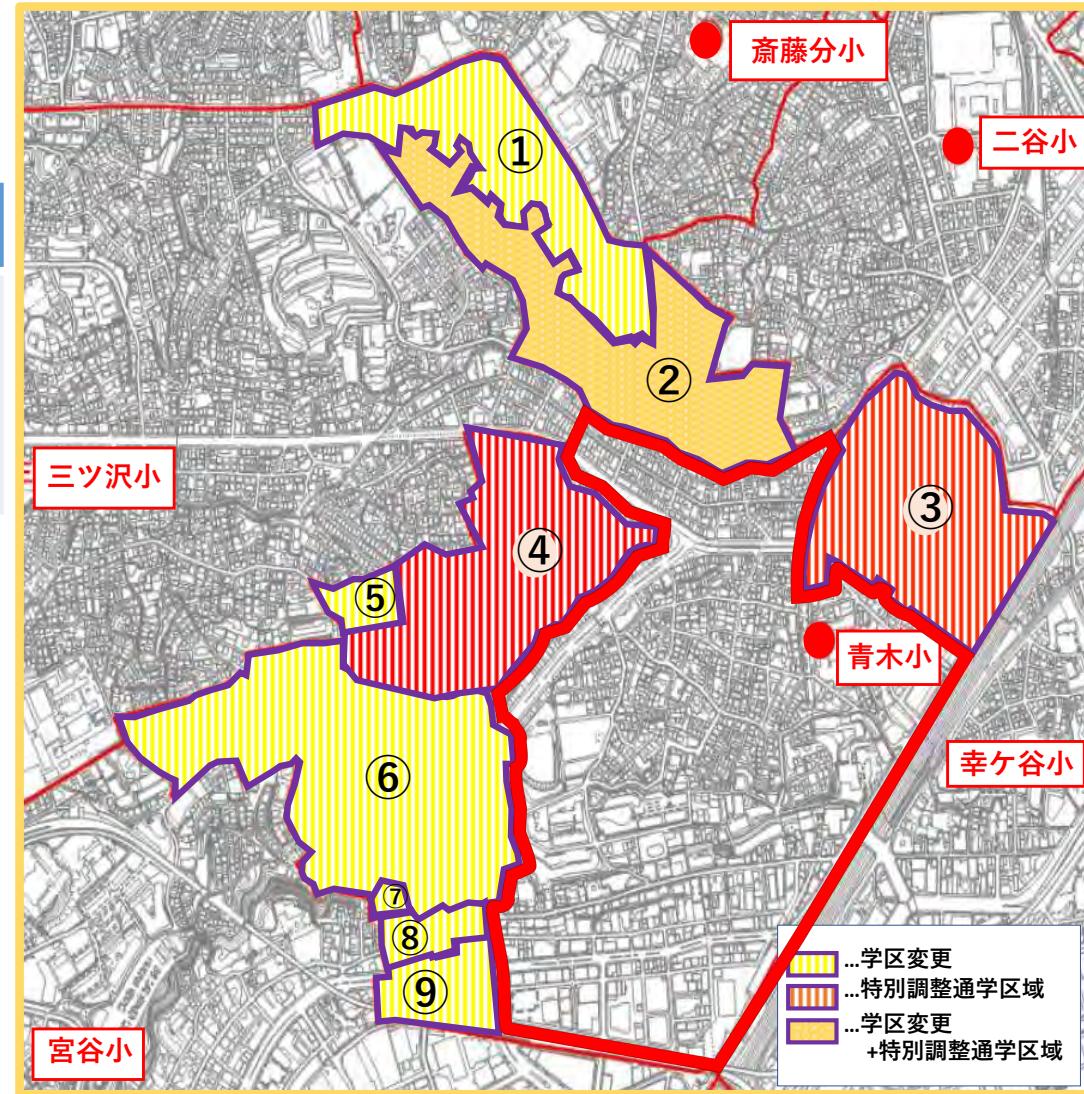
経過措置を講じた場合、

R10～R12の間、教室不足となる見込みです。

⇒ 【案②】で経過措置の対応は困難です。

（第3回検討部会での御説明と同様）

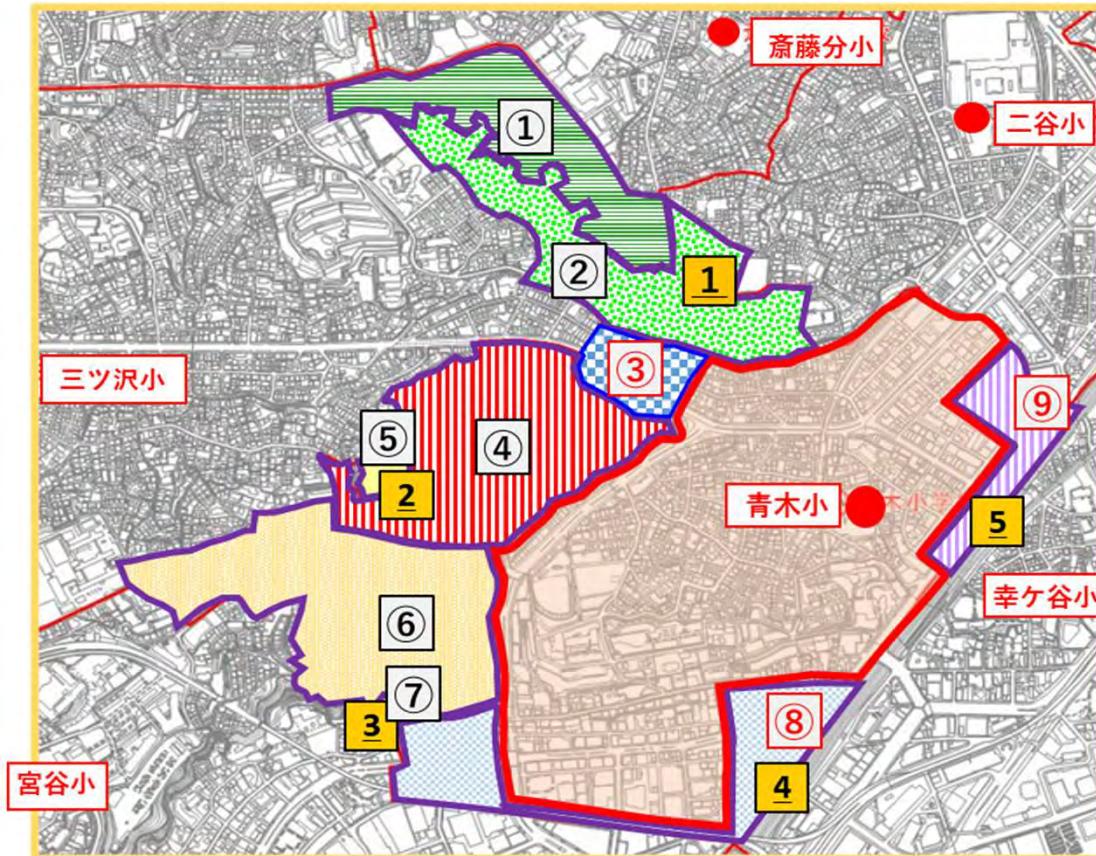
※見直し案②では、青木小の教室不足が解消しないため、関係校の推計の掲載は省略しています。9



# 【案③】経過措置を講じることが可能な通学区域変更案



## 【通学区域変更となる対象地域図】



## 【経過措置の対象/対象外の地域一覧・就学先】

	対象地域	経過措置期間		経過措置期間終了後	
	(対象地域)	(指定校)	(受入校)	(指定校)	(受入校)
①	栗田谷北	斎藤分小	青木小	斎藤分小	
②	栗田谷南	斎藤分小	青木小	斎藤分小	二谷小
③	松本町3丁目	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
④	松ヶ丘	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	青木小
⑤	松ヶ丘 (JR松ヶ丘寮跡地)	三ツ沢小		三ツ沢小	
	※経過措置の対象外です（②の物件と同一）				
⑥	沢渡	三ツ沢小	青木小	三ツ沢小	
⑦	沢渡 (社会福祉社会館跡地)	宮谷小		宮谷小	
	※経過措置の対象外です（③の物件と同一）				
⑧	鶴屋町（一部） 台町（一部）	宮谷小	青木小	宮谷小	
⑨	桐畑（一部） 反町（一部）	二谷小	青木小	二谷小	

## 【令和9年度～通学区域変更の物件・就学先】

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居見込年	指定校
1	共同住宅（新築・70戸）	栗田谷15-11	R10年度	斎藤分小
2	共同住宅（新築・90戸）	松ヶ丘58-3	R9年度	三ツ沢小
3	共同住宅（新築・61戸）	沢渡4-2	R9年度	宮谷小
4	共同住宅（建築済・76戸）	鶴屋町1-41・42	入居済(一部)	宮谷小
5	共同住宅（新築・200戸）	桐畑2・3	R9・10年度	二谷小

## 【案③】「3～6年間」の経過措置（R7推計での青木小の児童数・学級数）



経過措置が適用されている地域（青木小が選択可能な特別調整通学区域）において、全ての児童（100%の割合）が

青木小学校に就学した場合の最大値で推計値を算出しています。

※学級数の()は、各学年児童数1～5人の

### 3年間の経過措置（一般学級のみ）

経過措置解除

青木小  
保有：24CR

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	693	663	635	608
(内訳)基本数	(744)	737	714	695	665	621	586	554	525
(内訳)急増数	(22)	28	42	53	66	72	77	81	83
学級数	24	24(25)	24	24	24	23	22	21	20

### 4年間の経過措置（一般学級のみ）

経過措置解除

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	728	698	670	643
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	23	22	21

### 5年間の経過措置（一般学級のみ）

経過措置解除

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	728	725	697	670
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	23	22

### 6年間の経過措置（一般学級のみ）

経過措置解除

	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
児童数	744	765	756	748	731	728	725	723	696
学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	24	23

## 【案③】「6年間」の経過措置 (R7推計での関係校の児童数・学級数)

経過措置が適用されている地域（青木小が選択可能な特別調整通学区域）において、全ての児童（100%の割合）が

各小学校に就学した場合の最大値で推計値を算出しています。

※学級数の()は、各学年児童数1~5人の  
増により影響する最大の学級数

**斎藤分小**  
保有：10CR

6年間の経過措置										経過措置解除
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
児童数	208	228	249	269	285	305	320	328	336	
学級数	8	9(11)	10(12)	10(12)	11(12)	12	12	12	12	

**二谷小**  
保有：14CR

6年間の経過措置										経過措置解除
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
児童数	388	376	380	372	364	378	380	392	402	
学級数	14	14	13(14)	12(13)	12(13)	13	13(14)	14(15)	15(16)	

**三ツ沢小**  
保有：27CR

6年間の経過措置										経過措置解除
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
児童数	786	816	828	819	860	864	831	795	767	
学級数	26	28	28	27	28	28	27	26	25	

**宮谷小**  
保有：23CR

6年間の経過措置										経過措置解除
	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
児童数	639	606	603	610	594	581	570	564	558	
学級数	22	21	20	20	19	19	19	18(19)	18(19)	

令和7年度義務教育人口推計に基づき、シミュレーションを行った結果、「案③」における経過措置期間を仮に「6年間」とした場合においても、当該期間中の青木小学校では、「24学級」で推移する予測となつたため、教室不足の状況にはならない見込みとなりました。

そのため、事務局といたしましては、新たな変更案として「案④」を改めてご提案します。

## 通学区域変更案 案④(概要)

1. 通学区域変更等の対象地域・就学先は「案③」と同様（詳細な区域図は次頁を参照）
2. 「案③」にて、対象とした新規マンション等は、令和9年度から通学区域変更を実施
3. 「案③」にて、経過措置を講じる対象地域は、指定校の変更を行った上で、  
現時点では、経過措置の期限を設けず、令和9年度から特別調整通学区域(※)を設定

※ 当該地域にお住まいの方はご希望により引き続き、青木小学校への就学が可能

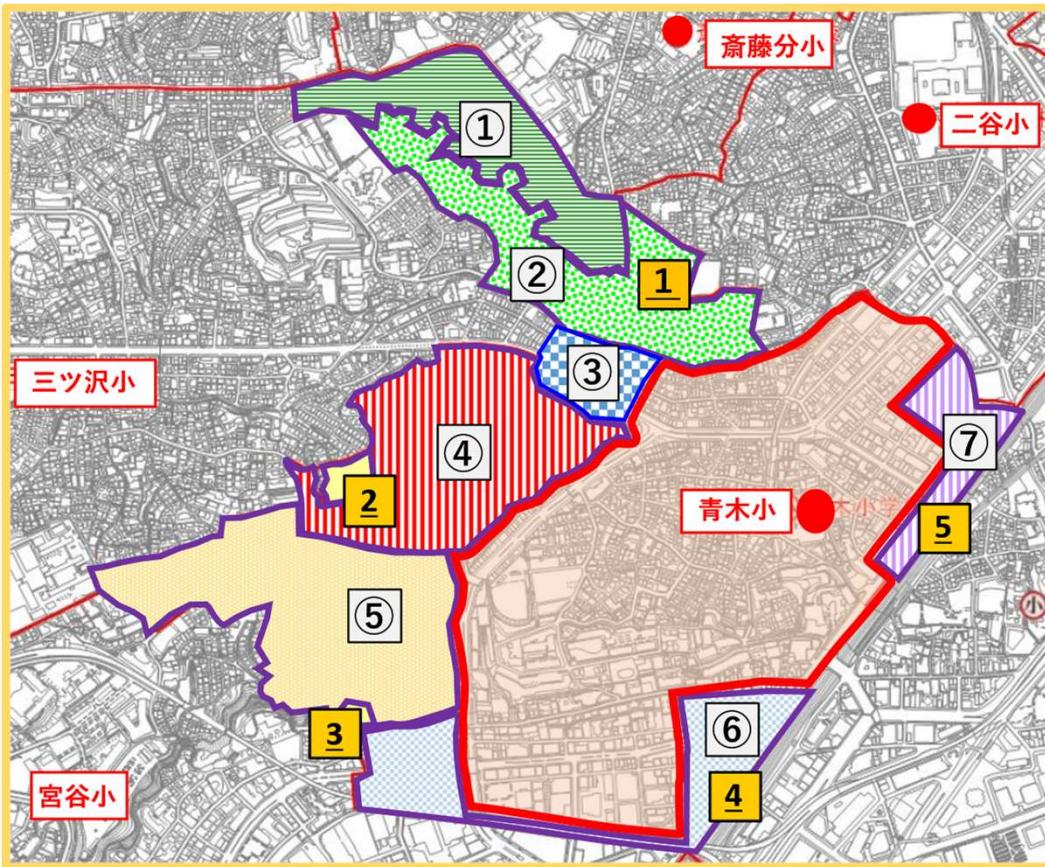
その後は、青木小学校をはじめ、周辺校の児童数・学級数の推移を注視し、教室不足が見込まれる状況となつた際には、必要に応じて対応(※)することが望ましいと考えています。

※ 対応方法の具体例については、P.15・P16で御説明いたします。

# 【案④】通学区域変更及び特別調整通学区域設定案（令和9年度～）



## 【通学区域変更となる対象地域図】



## 【特別調整通学区域設定地域（指定校変更含む）・就学先】

	対象地域	通学区域変更 特別調整通学区域	
		(対象地域)	(指定校)
①	栗田谷北	斎藤分小	<u>青木小</u>
②	栗田谷南 ※ ① の物件を除く	斎藤分小	<u>青木小</u>
③	松本町3丁目	三ツ沢小	<u>青木小</u>
④	松ヶ丘 ※ ② の物件を除く	三ツ沢小	<u>青木小</u>
⑤	沢渡 ※ ③ の物件を除く	三ツ沢小	<u>青木小</u>
⑥	鶴屋町（一部） 台町（一部） ※ ④ の物件を除く	宮谷小	<u>青木小</u>
⑦	桐畑（一部） 反町（一部） ※ ⑤ の物件を除く	二谷小	<u>青木小</u>

## 【通学区域変更対象物件・就学先】

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居見込年	指定校
1	共同住宅（新築・70戸）	栗田谷15-11	R10年度	斎藤分小
2	共同住宅（新築・90戸）	松ヶ丘58-3	R9年度	三ツ沢小
3	共同住宅（新築・61戸）	沢渡4-2	R9年度	宮谷小
4	共同住宅（建築済・76戸）	鶴屋町1-41・42	入居済(一部)	宮谷小
5	共同住宅（新築・200戸）	桐畑2・3	R9・10年度	二谷小

## 【案④】における児童数・学級数 ※R7推計を基に計算した推計値

経過措置が適用されている地域（青木小が選択可能な特別調整通学区域）において、全ての児童（100%の割合）が各小学校に就学した場合の最大値で推計値を算出しています。

青木小 保有：24CR		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	児童数	744	765	756	748	731	728	725	723	723
	学級数	24	24(25)	24	24	24	24	24	24	24

※学級数の()は、各学年児童数1～5人の増により影響する最大の学級数

斎藤分小 保有：10CR		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	児童数	208	228	249	269	285	305	320	328	336
	学級数	8	9(11)	10(12)	10(12)	11(12)	12	12	12	12

※内部改修により、最大2CR程度確保可能な見込み（=12CR）

二谷小 保有：14CR		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	児童数	388	376	380	372	364	378	380	392	397
	学級数	14	14	13(14)	12(13)	12(13)	13	13(14)	14(15)	14(15)

※令和8年度以降、建替えに向けた設計等が開始予定建替え期間中は、16CR程度を確保予定

三ツ沢小 保有：27CR		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	児童数	786	816	828	819	860	864	831	795	767
	学級数	26	28	28	27	28	28	27	26	25

※内部改修により、1CR程度確保可能な見込み（=28CR）

宮谷小 保有：23CR		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
	児童数	639	606	603	610	594	581	570	564	558
	学級数	22	21	20	20	19	19	19	18(19)	18(19)

## 事務局としての見解②

現時点においては、「案④」のとおり、学区調整等を行った場合、青木小学校の不足教室の見込みは解消され、通学区域変更先の周辺校においても、受入れが可能な見込みであることを確認しています。

一方、下記のような状況となった場合には、特別調整通学区域が設定されている地域を念頭に、「特別調整通学区域の解除」も含めた調整を行う等、柔軟に対応することを想定しています。

※その際の対応スケジュール等については、次頁を参照

### 1. 青木小学校の教室不足が見込まれた場合

### 2. 青木小学校の周辺校において教室不足が見込まれた場合

(主な要因) • 現時点で事務局が把握し得ない住宅等の開発が今後行われる

• 想定以上の転出入等によって、児童数が増加する見込みとなる

# 特別調整通学区域が解除となる場合のスケジュール



今後、青木小学校及び周辺校にて不足教室となる見込みとなり、特別調整通学区域を解除する方向性となつた際には、以下のスケジュールで調整・手続等を行います。

(例) 令和12年度入学の新1年生から特別調整通学区域を解除するとした場合

※スケジュールの例示であるため、解除時期（R12～）を御提案するものではございません。

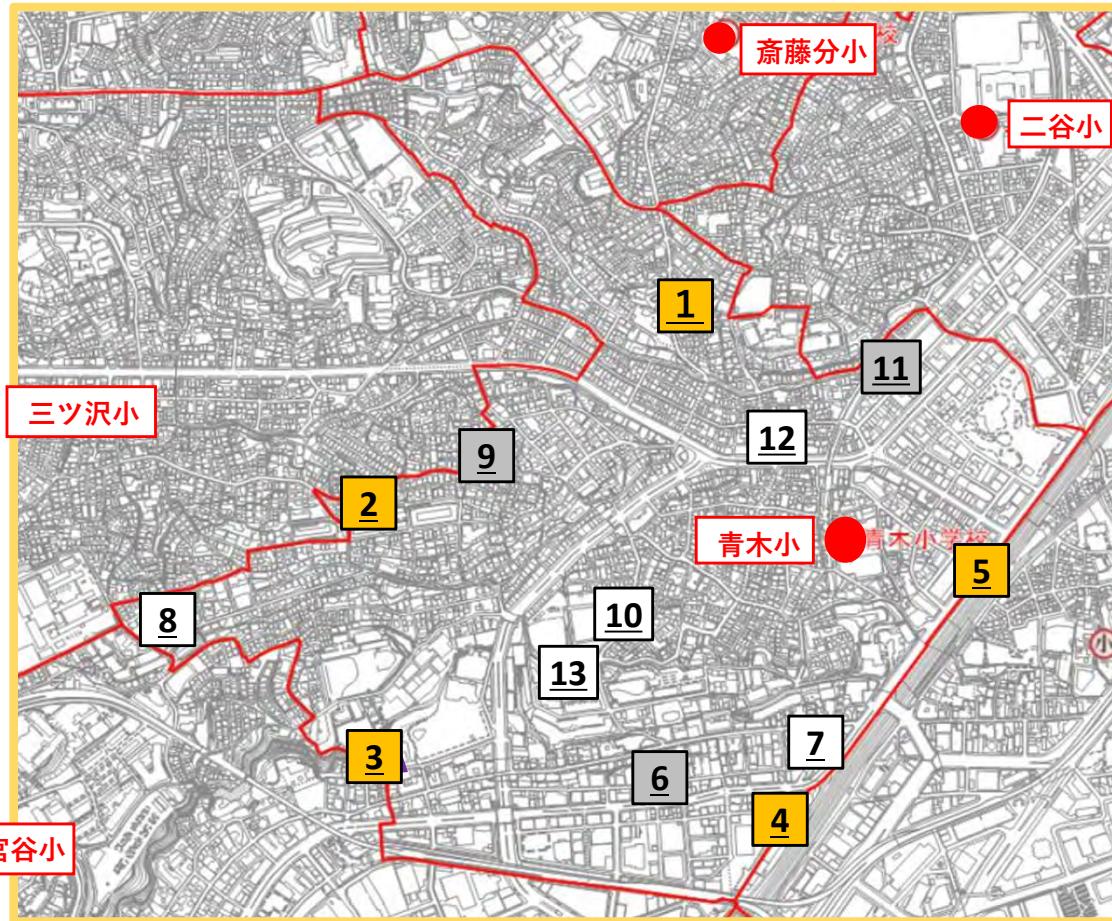
※在校生は対象外

年度	R10年度							R11年度							R12年度			
月	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	…	3	4	…
推計確認 解除判断																		
地域説明 周知期間																		
事務手続 (教育)															年度途中に転入する児童は、 解除後の指定校へ就学します。 (青木小は選択不可)			
就学通知 (区役所)																		
特別調整通 学区域解除															解除	(年度途中) 転入生	新1年生	

解除する年度の2年前（R10年度）の12月迄を目途に、特別調整通学区域を解除するか否か判断します。地域説明（周知）等を行った後、前年（R11年度）の8月に解除を行います。

# 【参考①】急増物件の精査 (R7.9.1現在)

6 9 11 を除外



… 青木小学校通学区域

1 ~ 13 … 把握済の物件 (R7.9.1時点)

	住宅タイプ・戸数	住所地	入居年(予定)
1	共同住宅 (新築・70戸)	栗田谷15-11	R 10
2	共同住宅 (新築・90戸)	松ヶ丘58-3	R 9
3	共同住宅 (新築・61戸)	沢渡4-2	R 9
4	共同住宅 (建築済・76戸)	鶴屋町1-41 鶴屋町1-42	入居済
5	共同住宅 (新築・200戸)	桐畑2・3	R 9 R 10
6	共同住宅 (建築済・60戸)	鶴屋町2-9-15	入居済
7	共同住宅 (建築済・62戸)	台町8-1	R 7
8	共同住宅 (新築・36戸)	沢渡54-2	R 7
9	共同住宅 (建築済・23戸)	松ヶ丘47	入居済
10	共同住宅 (建築済・98戸)	高島台24-1	R 7
11	共同住宅 (新築・42戸)	反町4丁目 29-9	1K 中心
12	共同住宅 (新築・33戸)	松本町1丁目 3-1	R 9
13	共同住宅 (新築・50戸)	高島台25-1	R 9

※ 1 ~ 5 に建設予定・入居済のマンションは、令和9年度から通学区域変更の実施を想定しています。  
 ※ R 7推計における令和7年の基準日に、既に入居が始まっている物件を入居済として整理しています。

【参考②】各年5月1日現在の青木小学区内幼児・在籍児童数の推移



幼児数

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	幼児計
R6幼児数	141	144	149	140	132	133	842
R7幼児数	(134)	131	135	147	138	133	818

児童数

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	児童計
R6児童数	113	128	134	132	114	122	743
R7児童数	(118)	114	133	135	130	114	744

## 【参考③】今後のスケジュール・事務手続等

「青木小学校」学校規模適正化等検討部会

青木小学校の教室不足対策等についての意見書の取りまとめ



横浜市学校規模適正化等検討委員会

検討部会からの意見書に基づき、教室不足対策等について審議  
及び答申書の取りまとめ



教育委員会

答申書に基づいて教室不足対策等について審議・承認



教育委員会での承認後、対応策に応じた事務手続き